

no. 11

送受及號局議合								日月付受及號省	
第	第	第	第	第	第	第	第	洪覽	
號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日		
停戰後ニ於ケル朝鮮ノ實情ニ関スル朝鮮總督ノ 上奏書寫別紙ノ通供 高覽								大臣 次 官 文書課長 人事課長 管理局長 主査民政課長	
起案 昭和二十年九月二十四日 局受 付 第 月 日 號 局送 月 日 日								施行 月 日 施行 月 日	

甲乙ノ種別

決判

月

日

文書課

局受

第

月

日

號

局送

月

日

2
0158-2

0158-1

上奏書

昭和二十年九月 日

朝鮮總督阿部信行

RA'-0099

0105

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大東亞戰爭ハ竟ニ最モ悲シムベキ終
末ニ到達シ臣信行御軫念ノ程ヲ恐
察シ奉リ断腸ノ思ニ堪エズ深ク既
往ノ微カヲ慚デ自ラ責メテ以テ骸骨
ヲ請フニ際シ傳戦後ニ於ケル朝鮮
ノ實情ヲ具シ謹シテ聖鑒ニ供ヘ奉
ル

明
洋
總
督
府

0158-3

RA'-0099

0106

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 南部朝鮮ノ狀況

(一) 米國軍進駐前ノ狀況

八月十五日正午大詔ヲ渙發アラセラルルヤ疆内官民極度ノ衝動ヲ受ケテソノ内地人側ニ於テハ只管 御聖旨ヲ奉戴シテ冷靜其ノ業務ニ精進セムトノ氣運尚ホ看取セラレシモ朝鮮人側ニ於テハ八月十六日以降有力者層ハ新朝鮮建設ノ基礎工作ニ資スベク各地ニ檄ヲ飛バシテ治安協力ノ組織ヲ設ケ活動ヲ開始セルカ其ノ末端ニ於テハ共產主義者ノ策動ニ

朝鮮總督府

乘ゼラレ且停戰受諾ニ依リ朝鮮ハ直ニ獨立スベキモノナリトノ誤解ニ基キ民族解放ノ歡喜ニ昂奮シ無秩序ナル街頭示威運動ノ舉、出テ餘勢ヲ驅ウテ公私ノ諸機關ノ占據、物資ノ略奪私怨ニ基ク兇行等頻出セシカ多数朝鮮人ヲ含ム警察ハ一擧ニ無力化シ為ニ在任内地人亦不安恐怖ニ陥リ殊ニ蘇聯軍ノ急速ナル侵入ト之ニ伴フ慘害ヲ豫想シ内地引揚ヲ焦リテ動搖著シキモノアリ此ノ狀況ハ京城ヲ中心トシ漸次地方ニ波

0158-4

及レ旬日、間全鮮、民情相當紊乱セ
ルカ朝鮮軍當局トノ協力ニ依リ漸次
鎮靜ニ歸セシムルヲ得タルモ今尚ホ
不良團體ノ跳梁止マザルヲ遺憾トス
(二) 米國軍進駐ノ經過ト其ノ後ノ状況

(一) 九月六日米國進駐軍先遣使節ハ
京城ニ飛來シ米國軍進駐ニ關スル
豫備交渉ヲ行ヒタルガ之ヨリ前朝
鮮軍（米國軍進駐ニ關スル交渉ニ付テハ）通信連絡ニ依リ朝鮮ノ治安
ノ現状ニ鑑ミ京城ニ我が軍ノ警備
司令部ヲ設置シ米國軍進駐後モ
日本軍ノ一部ヲシテ京仁一帯ノ要

朝鮮總督府

地ノ警備ニ當ラシムルコトニ就キ米國
軍ノ諒解ヲ得居リタル處右豫備
交渉ノ結果當初ノ方針ニ変更ヲ求
メ朝鮮軍管區司令部 朝鮮憲兵司
令部及京城警備司令部ヲ初メ一切
ノ日本軍ハ九月十日迄ニ米國進駐地區
ヨリタル京仁地方一帯ヨリ撤退スルコト
ト為リタリ

(四) 九月八日米國第二十四軍ハ仁川港ニ上
陸シ翌九日早朝ヨリ京城ニ進駐府内
警備ノ日本軍ト逐次交替ヲ行フト共
ニ先遣使節ノ決定セル總督府廳舎ノ

0158-5 5

一部及府内各所ノ重要建物ヲ接收シ
テ事務室宿舍等ニ充當セリ

(ハ) 九月九日朝米國軍ハ最高指揮官マ
クアサー元帥ノ名ニ依リ朝鮮ノ住民ニ
告グト題スル三布告ヲ發表セリ其ノ
第一ハ朝鮮ノ北緯三十八度以南ノ地
域ノ行政權ハマクアサー元帥ノ權力
軍制下ニ行ハルコト官公吏其ノ他重
要ナル職務ニ従事スル者ハ別命アル
迄平常ノ職務ヲ遂行スベキコト公共
ノ安寧ヲ紊スガ如キ行為ハ嚴罰サレ
ベキコト住民ノ所有權ハ之ヲ尊重ス

朝鮮總督府

ルコト英語ヲ以テ公用語ト為スコト等
南部朝鮮ニ於ケル軍政ニ關スル根本
原則ヲ明カシ其ノ第二ハ命令違反
者敵對行為者治安妨害者等ノ嚴罰
ヲ定メ其ノ第三ハ米國軍占領地域ニ
於ケル通貨ノ流通ニ關シ米國軍軍票
及朝鮮銀行券ヲ法貨トシ其ノ他ハ通
貨ノ流通ヲ禁止シ米國軍占領地域外
トノ金融取引ヲ禁ズル等ノ措置ヲ規
定セタリ

(ニ) 北緯三十八度以南ノ朝鮮ニ關スル條
約文書ノ調印式ハ九月九日午後四時

0158-6⁶

RA'-0099



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

朝鮮總督府、於テ行ハレ小官ハ朝鮮軍
管區司令官及鎮海警備府司令長官
ト共ニ朝鮮米國軍司令官ホウヂ中將
及米國海軍代表キンケイド大將トノ間
ノ降伏條約ニ署名シ正式且無條件ニ
降伏シ朝鮮總督トシテノ職權ヲ以テ降
伏條約及之ニ關聯スル總テノ文書中ニ
記サレタル義務責任ヲ負フヲ是認シ
嚴ニ其ノ即時履行更ニ其ノ遵守ノ必要
ヲ認ムルコトヲ確約セリ

朝鮮總督府

ハ直チニ米國旗掲揚セラレ又同日時以降
日本國國旗ハ南部朝鮮ニ於テハ掲揚ヲ禁
止セラレルコトトナリタリ

(ホ) 降伏文書調印後ヨリ引續キホウヂ中將
以下ハ朝鮮ノ各般ノ行政部門ニ付種々説
明ヲ求ムル所アリシガ九月十三日ニ至リホ
ウヂ中將ハアーノルド少將ハラス代將其ノ
他三名立會ノ下ニ小官及政務總監ト會
見ヲ求メ小官ノ離任歸國ヲ要ホシタリ
同日アーノルド少將ハホウヂ中將ヲ朝鮮
軍政長官ニ任ゼラレ朝鮮總督ノ従來係
有セル一切ノ權力權限ヲ併具セラレ若ク

0158-7

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

長及南朝鮮ノ各所屬官署ノ長ニ對シ總
テノ行政職員ニ對シ其ノ地位ニ止テリ
軍政長官ニ依リ解任セラルルニ至ル迄現
行政機能ノ行使ヲ繼續スベキ旨特別
ノ許可ヲ付テ任ヲ離レタル者ハ占領軍
軍法會議ノ審判ニ付セラルベキニトテ
命令セリ

九月十四日ニ至リ米國軍ハ更ニ政務總
監及前ニ解職セル警務局長以外ノ各
局長ヲ解職シ顧問ノ資格ニ於テ殘
留シ軍政ヲ援助スベキニトテ命ジタリ
又京城府尹以下京城府本廳及各區

朝鮮總督府

役所ノ課長以上ノ内地人職員ノ解職ヲ
行ヒ府尹ニハ米國特任就任セリ
斯クノ如キ狀況下ニ於ケル米國軍ノ進
駐ニ伴ヒ此ノ機會ニ於テ朝鮮獨立ノ
急速實現ト自派勢力ノ伸長ヲ企圖ス
ル各派政治團體ハ米國旗ト共ニ舊韓
國旗ヲ掲ゲテ進駐軍ヲ歡迎シ自派自
黨支持ノ旌旗ヲ翻シテ機ヲ發シ以テ民
心ヲ獲得セントスル各種策動漸次依傍
化セルガ九月十日日米軍ガ京仁地區ヨリ
撤退スルヤ警備ノ間隙ヲ盜ンテ各黨派
ニ使喚セラルル所謂保安隊、準徒隊等

0158-8

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ハ銃器、日本刀、木刀等ヲ携帯シテ放送局
新聞社等ノ報導機關自動車等ノ輸送
機關其ノ他公私ノ會社工場等ヲ不法
占據シ或ハ内地人住宅ニ侵入シテ武器
ノ提供ヲ強要スル等治安再ビ攪乱サ
ルルニ至リタルガ朝鮮人巡查ヲ主體ト
スル警察機關ニ彼等ニ占據セラルルノ
己ムナキニ至リ茲ニ従前ノ警備機關
ノ無力ニ依リ要所ニ米國軍隊ノ配置
ヲ求メ之等不穩分子ノ直接行動ヲ排
除シ且之ガ防止ニ努メアリ

ニ北部朝鮮ノ狀況

朝鮮總督府

八月九日突如トシテ蘇聯軍ハ朝鮮内ニ進
撃ヲ開始シ羅津雄基何吾地等ノ威鏡
北道ノ各要地ヲ砲爆撃スルニ至リ住民
ノ難ヲ避ケル者道内道外ニ溢レテ異
常ノ混亂ニ陥リ右事態ニ對處シ軍
官民ハ協カレテ其ノ拾収ニ努カシ素リ
タル處同月十五日停戦ノ大詔ヲ拜レタ
リ翌十六日以降ハ不穩分子ノ右所ニ集
動スルアリ治安懸念タシモノアリ之ニ加ヘ
テ同月二十二日ヨリ蘇聯軍ハ何等ノ通
告ナク元山府ヲ初メ平壤府海州府等
ノ朝鮮北半ノ各要地ニ進駐ヲ開始シ

0158-99

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0112

我が行政機構ヲ急激ニ排除シテ朝鮮人
共產主義者ヲ中心トスル各道單位ヲ
新政權ヲ樹立セシメテ之ニ行政權ヲ移
譲セシメ通知書以下ノ行政官廳幹部
ヲ抑留シ良民ニ對シ略奪暴行ヲ行フ
等不法行為甚カシキモノアリ新政權
ノ編成セル保安隊等亦内地人ニ對シ
壓迫暴行ヲ加ヘ治安極度ニ紊乱スル
ニ至レリ

新政權ニ依ル地方官公署等ノ行政機
關ノ接收ニ依リ間モナク通信連絡途絶
シ之ニ加ヘテ北鮮ヨリ南下スル列車モ

朝鮮總督府

遮断セラレ詳細ノ状況ヲ知ルノ方途乏
シク且當方面ヨリ該方面蘇聯軍ニ對
スル交渉ノ途全然杜絶シアリ諸種ノ
情報ヲ綜合スルニ食糧ノ缺乏ト相俟
ツテ在留内地人ノ状態極メテ悲惨ナ
ル模様ナルモ北緯三十八度ノ線ニ依リ
一切ノ交通今尚ホ遮断セラレアル為
罹災者救出ニ不可能ニシテ民生維持上重
大ナル障害ヲ来シ居レリ之ニ對シ朝
鮮軍ト協力シテ現地ニ於テ凡ソ方途ヲ
講ジテ交渉ニ努メタルモ解決ニ至ラズ
更ニ外務大臣ヲ通ジ又京城駐在蘇聯

0158-1010

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0113

總領事等ノ外交機關ヲ通ジテ聯合國側
ニ對シ交渉シヤリ尚又京城ニ進駐ノ未
國軍ニ對シ石炭、食糧、塩、電氣等ノ物
資ノ交流輸送通信ノ連絡北部朝鮮ノ
官公吏及住民ノ救護等ニ關シ實情ヲ
具シ蘇聯軍ト折衝方依頼シタル處米
國軍司令官ホツヂ中將ハ此等事項ニ
甘蘇聯軍ト連絡方約束シ居レリ
三 戰災者其ノ他ノ内鮮人引揚者ノ措置
蘇聯ノ攻撃開始以降北鮮及滿洲方面
ヨリ内鮮人戰災者ノ避難ニ來レム者
多ク之ガ救護ノ萬全ヲ期スル為總督

朝鮮總督府

府ニ所要ノ機關ヲ特設シテ銳意救護事
務ノ處理、當ラレメ又内地ヨリ鮮内ニ
歸還スル應徵者其ノ他、朝鮮人ニ對
シテハ朝鮮勤勞動員援護會ヲシテ救
護ニ當ラレメ來レリ
而シテ内地人ノ内地引揚、滿洲、北鮮等
ニ於ケル戰災者ヲ優先セシメ順次婦女
子、一般人ニ及ボス方針ノ下ニ實施中
ニシテ九月十三日迄ニ約三萬人ヲ送還
セリ
鮮内在任内地人ノ安定措置ニ就テハ各
要地、内地人世談會ナル私的團體ヲ設

0158-116

立セシメテ生業ノ繼續、生活援護、財産
權ノ擁護、内地ヲ揚相談等ニ付官民
協力ノ體制ヲ確立シ其ノ活動ノ期待
シアリ

米國軍司令官ハ内地人ノ財産權ハ朝鮮
人ニ於ケルト同様之ヲ尊重スベシ又公
私立各企業體ニ於ケル幹部要員タル
内地人ノ活動繼續ニ付テモ内地人ノ為
之ヲ希望スルニ趣旨ヲ會談ノ際表明
スル處アリタルカ現實ニ於テハ京城府内
ニ於ケル朝鮮人ノ濫リニ各種公私企
業體ニ對スル接收行為ヲ為スヲ迅

朝鮮總督府

速嚴重ノ斷慮スルノ措置ニ就テハ當
方ノ希望ニ副ハザレ處多ク斯ノレテ
内地人ノ鮮内ニ於ケル活動ハ漸次拘
束ヲ加ヘラレ又官公署職員ニ在リテモ
部下朝鮮人ノ活動能率頗ニ低下シ
内地人ハ従前ノ地位ニ於テ其ノ職責
ヲ全クスルニト能ハズ内地人ノ官民共
ニ鮮内ニ於ケル居住活動ノ熱意ヲ
喪失スルニ至ルモノノ如ク更ニ食糧配
給ノ不円滑、物價急騰、一部朝鮮人
ニ依リ暴行被害等ニ依リ嫌惡ノ情ニ
基キ鮮内ニ在任内地人約八十萬中ノ

0158-12/2

引揚希望者ハ相當ノ數ニ上ルモノト
豫想セラルル滿洲北支方面ヨリ朝鮮ヲ
經由シテ内地ニ引揚ガル者ヲ考慮ス
ル時ハ之ガ措置ハ極メテ重要ナル間
題ヲ包蔵シアリ
臣 信行
中央政府トモ元カ協議ノ上之ガ前
後措置ニ付遺憾ナカラシムトヲ期
セントス

昭和二十年九月 日

朝鮮總督 阿部 信行

0158-1313

RA'-0099

0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

最近治安状況下之カ措置

一大詔頒發前ニ於ケル状況下之カ措置方針
 蘇軍ノ滿蘇國境侵寇ノ報傳ハルヤ蘇内官民
 共ニ大ナル衝撃ヲ受ケ大東西戦争ノ將來ニ非ズル
 期待ニ無視的傾向決定的ニ多致ラズメ歐戰終局
 ハ遂ニ且廣汎ニ波及スルニ至レルガ蘇内ノ一部カ歐戰
 化スルヤ民心極ニ不安動搖シ殊ニ日軍軍力撤收
 ヲ待テ行動顯ル積極性ヲ缺ク如ク俄ハラレ蘇聯
 ニ對スル怨嗟ノ聲ト相俵ケ悲憤慷慨シワ、大東西
 戰ニ急觀的終末トテ懸想スル者一般ニシテ日蘇
 共ニ其ノ方針ニ異フ状況ヲ呈シタリ
 此解ニ於ケル蘇軍ノ侵攻ハ極メテ急進ニシテ之等

朝鮮總督府

國境及北鮮海岸地帯住民ハ殆ト著ク之著ク
 儘、決ニテ茂山之間方面ヲ目指シテ避難ヲ開始
 シ重要生産工場施設等ニ逐次其ノ重要部ヲ
 ヲ破壊シテ復且シ民生並ニ警備機關ニ都民
 ニ引揚ヲ待テテ後退シタリ
 而シテ威勢北進ノ食糧ハ其ノ大部分カ海岸ニ
 集積シアリタル為メ敵ノ戰禍ニ遭ヒテ莫上シ
 或ハ蘇軍ノ進攻ニ先立テテ之ヲ後方ニ搬出スルノ
 是ナクハ白領セラレ之カ為メ食糧事情頗ル急迫
 ラルケ山間部落ハ殆ト雜民為ニ食糧荒サレ難
 民亦頗ル悲慘ナル状況下ニ彷徨シワ、アリタルガ
 輸送機關ハ蘇軍ノ利ニ歴スルトコトナラシテ之等

0159

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

難民ニ対スル食糧ノ輸送ハ固ヨリ其ノ救済ニモ
缺ク状態ニシテ更ニ電報其他通信連絡モ次第
杜絶スルニ至リ状況精細ニ判明シ難キ状態ニ至
レリ。

斯ノテ内鮮談話者官公吏ノ間ニ深刻ナル憂色漂ク
アリテ不安焦燥ノ空氣瀰漫シ此ノ向ニ民族主
義將ニ共産主義者ノ暗躍次第ニ活潑化シ未
レルヲ以テ治安ノ確保ニ就テハ苛擦ナレ~~ル~~斷固ハ
後日著シク及勃亂運ノ及撥ノ虞下リタルヲ以テ
民心ノ指導並ニ治安確保ノ権力ニヨリテ又寧
口内鮮官民ノ自覺ニ俟ツヘキナル点ニ着意
ノ上諸施策ヲ進メシムコトニ概テ左記要領ヲ指
示ス

朝鮮總督府

導方針ノ下ニ治安確保ニ努力シタリ

(1) 地方指導者階級ニ勿論従来及日的立場ニア
リタル人物ヲ又積極的ニ獲得治安維持ニ努
力セシムコト

(2) 内鮮人ニ此際毎用ノ摩擦ヲ避ケ相提携共
カスヘキヌナルコト

(3) 最悪ノ事態トナリテモ内鮮人ニ各自自覚
シ相互深ク尊敬信頼シ双方流血ノ慘ヲ
見得末怨恨關係ヲ殘スオ如キニ絶群ニ避
ケルコト

(4) 官公吏ニ勿論一般民衆ニ至リテモ各々戦場ニ
於テ最後迄残責ヲ完遂スベキコト

0160

二、大詔燬後之於ケル状況ト之ヲ措置

八月十五日休戦ノ大詔燬後セラル、ヤ日鮮人共ニ
極大ノ衝動ヲ受ケテ呆然タルモノアリシモ、日本人
ニ於テハ一切ヲ基準ケテ官ノ措置ニ俟ツノ態ヲ取
リ以テ冷靜ニ推授セラル。朝鮮人側ニ在リテハ共
同宣言ノ受諾ハ直クニ朝鮮ノ独立從而日本
ヨリノ即時解放ノ如ク熱認シ、戦争ノ終了ト
解放ノ欲長ニ昂奮シ、冷靜ヲ失シ之ニ不穩
分子ノ巧妙ナル煽動アリテ十日ニ早クモ京
城府内目貫場所ヲ中心トシテ各統制ナレ
街頭示威運動ニ転移シ、従来朝鮮人ノ執
ル理解的態ヲ曲解シテ乱脈増長シ果

朝鮮總督府

テハ勢ノ趨クトシテ暴行掠奪等暴動化ス
ルノ氣配ヲ示シラルヲ以テ軍隊ノ出動配置ヲ
求メ之ニ緊急協力ノ下ニ一層警備機關ノ活動
ヲ積極化シテ之ヲ斷取弭ヲ断行シタルニシテ
言域ニ於ケル事態ハ直クニ安靜ニ歸シタリ
四、然レ共不穩分子が逸早く各地方ニ對シテ独
ニ策動ノ指示ヲナシタルト京城ノ事態が各地
方ニ通信セラルト通信機關ノ能率減退ニ
各種ノ謀略的慌々ニ禍セラレテ地方未端機關
ハ去就ニ連ノモノアレ等各種ノ條件錯綜シテ
示威運動ハ全体的ニ消及拡大シ次第ニ暴
徒化シテ或ハ官糧物資ノ掠奪警備民生

0161

RA'-0099

0119

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

機因に據武部隊、奪取歩隊を以て頗る得意
スハキ状態ニ至ルヲ以テ之ヲ激感の彈壓取締
ヲナスハク軍手ト協議ハ止利抵「改修運動取締要
領」ヲ制定シ軍官部態ヲ表出スル
共ニ果敢之志、恒勤ヲ更ニ積極的ニ推進スル
方ハ種族運動団体ノ自主ト統制ヲ進言
シテ結果又地方ノ治安ニ一層安寧ヲ回復ス
ルニ至レリ。

朝鮮總督府

以然レ共三十人ヲ以テテ「赤軍」不始行爲就
中人民委員會、保安隊等、準備機因、武裝
解除ト之ヲ接収シ、凡ソ官民機因施設
ハ不法ニ占據奪取、又ハ接収セシメ、良民ノ財産
掠奪、破壊婦女ニ對テ野蠻的凌辱等々其
暴行目ニ余レモアリ、カ之多ト「脈相通
カレ不穩分子ノ暗躍」ハ三十八日以前ニ於テ又
行的ニ進出セシメ、各處ノ治安ニ甚大ニ
依然「横行」シ、被害ノ深甚シク、無事ニシテ
部民ノ性業ニ甚大ニ動カスル者、絶タズ、準備
民生機因ニシテ、為賊勢ヲ奪取セラル、モア
テ殊ニ日韓人同ニ於ケル不安ノ氣運拂拭サ
レ難キ状態ニ至リ、カ之為ニテ、慌急ノ情
ト軍相ノ同知ニ努ムル一方、カ、場合ニ應
リ、日本ハテ、軍事者、在在、地、其他、道、省
十九地、成、ハ、集、院、セ、カ、軍、國、隊、發、ハ、方、違、リ

0162

RA'-0099

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

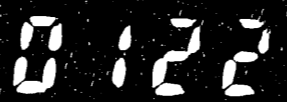
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

案ノ突發ヲ示唆スルモノアリタルヲ以テ米軍ノ上陸後
ニ進 駐ヲ防グテハ 最モ 嚴重ナル 査察ヲ 警戒 陣ヲ
敷キ 不詳事業 防止ニ 努メタルニ 米軍カ 仁川ニ
上陸ヲ 開始スルヤ 共産党一派ノ 策動ト 覺シキ 果
シテ 仁川 警察署ヲ 襲撃シタルヲ 以テ 直ニ 野平
タル 措置ニ 依リテ 最大 限度ノ 犧牲ニ 於テ 事急ヲ
速ニ 收拾スルヲ 得タルニ 之等一派ト 相通スルモノ
アリト 思辨セラル、 警兵團 其ノ 地等ハ 治安 維持
ニ 任スルノ 名目ノ 下ニ 九月十日 日本軍カ 京城ヨリ 撤
退スルヤ 警備ノ 間隙ヲ 担ヒ 夫々 小銃 拳銃 日
本刀ヲ 携帶シテ 警察署 派出所 報導 機關 友
道 機關 乘取リク 圖リ 或ハ 不審ニ 退職 金ヲ 要求

朝鮮總督府

レ 或ハ 職業ヲ 煽動スル等ノ 事業 類發スルト 共
ニ 自給 勢力ト 政治的 地盤 扶植ヲ 担ヒ 或ハ 檄文ヲ
懸 撒布シ 或ハ 日韓 國旗ヲ 中心ニ 米英 蘇支
ノ 旗 旗ヲ 翕シテ 進駐 軍ニ 對スル 敵意ヲ 示ス
街頭 運動ニ 氣勢ヲ 著ケル等 大詔 喚起 前後
ノ 狀態ヲ 再現スルニ 至レルヲ 以テ 皇軍 撤退 後 連
ニ 米軍ノ 配置ヲ 求メ 之等 軍隊ノ 後援ニ 依リテ 警
備ヲ 完フスルト 共ニ 米軍ニ 依リテハ 夜間 通行ヲ
禁止シテ 不穩 分子ノ 策動 防止ニ 努ムルト 共ニ 南
部 朝鮮ニ 於ケル 行政 其他 公共 機關ハ 米軍
ノ 利ニ 屬スル 旨ヲ 佈告シテ 之等 要員 復歸ト 安
定ヲ 圖ルト 共ニ 之等 機關ニ 對スル 暴民 等ノ



接收行政爲之防止ニ更ニ台領地或ハ治安攪
 亂者ニ對スル處罰規定ヲ佈告スル等法外恢復
 後ニ敬連ナル手段ヲ講ジタルカ京城ニ於ケル狀
 況ハ再ニ地方ニ波及シテ八月十六日以後ハ狀況
 再變シタルヤノ感アリ各種機關ノ接收台據
 物資物件ノ移奪ハ宛邦人ニ對スル不法之壓迫
 果行等全面的ニ顯發スルニ至レルカ宋軍ニ在
 リテハ更ニ政治団体市民等ノ手ニ依リテ警察
 權ノ行使サルヲ嚴禁シ更ニ民間ニ於ケル武器
 (日本刀及古時銃止ノ短刀ヲ含む)ノ所持ヲ禁止
 シテ不穩行動ヲ封鎖スルノ策ヲ講ジタルハ一應
 テ以テ行政の封鎖セラルルヤノ感アリト雖モ不良
 邦人ノ策動ハ漸次潛行化シ邦人ノ壓迫ハ巧妙
 執物ヲ極メ凡有手段ヲ講ジテ傳力ヲ也的平氣
 ニ出テ暴徒ニ於テハ在留邦人ノ策動ハ不滿意
 度ハニ巧妙ナル壓迫ヲ加ヘ結局邦人ヲシテ各
 所屬ノ放棄ヲ揚ノ餘儀ナカラレルノ策ニ出テ
 ツケアルガ在留邦人ハ殆ト望ミ是ニテ早急
 引揚ヲ急ムコトアリ
 歐羅巴系ノ方途録セラレタルト輸送困難トハ
 日本人ハ凡テ引揚ハ事實上頗ル困難ニシテ實
 策未定ニ伴フ燃料收入絶望ハ必
 物資ノ供給停止物價高騰ニ惡條件下ニ不
 安進障ノ念ニ包ミ裁々懸クタリ

西蘇軍ノ進駐ト北半地区ノ治安

八月九日蘇軍ノ進撃ニ遭フヤ忽チニテ咸南
北ハ戦火ニ包マレ不安動搖ニ戦ク住民ノ着ノ
着ノ儘ニ子難ヲ避ケムトスル者道内外ニ溢レテ
大混乱ニ陥リ軍官民必至ノ奮闘ニ拘ラズ
信達給ノ道杜絶スル向更ク之レカ收拾對
策ニ困惑シ来レル也十五日停戦ノ大詔ヲ拜シ
タル後ニ二十日以降ニ逐次咸南半ヲ始メトシ
北半地区各半地ニ蘇軍ノ進駐ヲ見ルニ到
ルヤ日本ノ行政機構ヲ急激ニ変革シ共產
分子ヲ中心トスル各道軍部ノ執行委員會議
ヲセラレタル也全ク通信達給杜絶シ詳細不明

朝鮮總督府

ナルニ致禍ヲ逃レテ避難セル者、食糧等生活
極度ニ困憊状態ニ在ルハ想像ニ難カラサル
ノミナラズ各種流言蜚言ヨリ一般民衆ニ
相背深刻ナル不安ヲ興ヘアル一方各道知事
以下整々奉辭別ノ抑爲解除セラレサルノミカ
日本人ニ對スル掠奪暴行事實相背ナルモノ
アルカ如クニシテ此等不詳事業ハ半ニ蘇軍
ノミナラス朝鮮人不良分子ノ策動ニヨルモノ
ナルヲ類ハレ爲ニ親日朝鮮人ニ對スルテ口
行内等々散見セラレ主義的立場ノ相違ヨリ
反動的制壓ヲ惧レテ釋々避難レワ、アル
朝鮮人ヲ對カラサル等誠ニ暗騰タル状況

0166

RA'-0099

0124

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ハ今日ニ至ルニ依然輕減又ハ解消セララルニ至
 ラス殊ニ警備警察官ニ對スル暴行迫害殺傷等
 多奈レ度裝飾名其ノ他巧詐ナル方法ヲ
 シテ漸ク脱出シタル者又各町ニ於ケル檢問
 身体検査ニ依リ全ク着ノ儘無一
 又ニテ京城ニ逃リ着ク状態ニテ而モ其ノ
 救甚ク僅少キ連キ未之ヲ脱出者ノ家族ハ
 一般避難民ト共ニ三十八度以南ヲ目指シテ
 避難シツ、アルカ如キ又交通杜絶ノ状態
 ニテ連絡ナク其ノ消息ヲ把握シ難ク迫リ
 来レル冷氣ト食糧難ニ生死ノ境ヲ彷徨
 經ラルハ想像ニ難カラサル也ナルカ警告察

朝鮮總督府

官ヲ初メ抑為日本人ノ救出ト共ニ之ヲ難
 民ノ早急ナル計画的日本引揚ハ焦眉ノ
 急務ニシテ滿支在邦人ノ救済ト共ニ其ノ
 迅速ナル措置ヲ講セザランカ之ヲ難民ノ
 皇民意識ハ完全ニ破潰セラレ敗戦帝國
 ノ再建ニ逆勢力ノ中心ヲ形成スヘキ危険
 アリト思料セラレ

0167

RA'-0099

0:25

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1012

七、朝鮮独立政府關係團體、各勢力ノ現状
並ニ其ノ見込

一、關係団体ノ重要者ノ左ノ通り

1. 建国準備委員会 (委員長 呂運亨)

2. 建国同盟 (委員長 ")

3. 朝鮮共產党

(1) 幹部派 (責任 朴憲永)

(2) 非幹部派 (" 李英)

4. 韓國民主党 (委員長 宋錫雨)

朝鮮總督府

5. 韓國國民党 (" ? 在(海) 在(海) 在(海))

二、現状並ニ其ノ見込

1. 終戦前ニ於テハ朝鮮独立ニ関スル運動

作トシテ最モ強力ナリシ、建(建) 建(建) 同盟ニシテ 鮮

滿支ヲ含ム状況ニシテ地域ニ 木(木) 材ヲ求メ

(谷岡部)

0167-1/

RA'-0099

0126

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

且つ派遣し、遠く密に延安、重慶等に連

絡み入りしが、其ノ構成分子、民族主義者、

共産主義者ヲ含シ、要員長呂運亨等ノ

性格ヲ反映シテ人民戦線の色彩濃厚ナリ

総戦ト同時ニ呂運亨、安在鴻ト共ニ建

朝鮮總督府

國同盟ヲ中軸トシテ建國準備委員會

ヲ設立シ、之ニ因リ朝鮮ノ全執力ヲ統

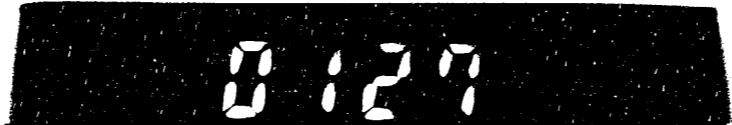
集シテ一面總督府ノ行ツル由維持ニ協力

スルト同時ニ他面各部ノ陣營ヲ整備シ独

立建國ニ対シ準備ヲ為サントセルニ當時

0167-22

RA'-0099



三十八度以北に於ては蘇軍の進駐の速カニ

シテ米軍の進駐ヲ見ズ、随テ吾等先ノ執力

力遠カニ強大化シテ、海軍/国此素來會内業シ

テ發生セル影多ク、政見乃至治安回復ノ

等統制ノ困難、同委員會内部ノ統一

朝鮮總督府

サハモ不可能ナル状況ニ在リタリ、其後、米

軍進駐後、蘇聯が帰來志ヲ宣示シ

中心トシテ吾等先ノ策動ニ因リ、吾等先ハ

(構成及ハハ細領ノ)

シテハ朝鮮人民共和國政府ノ發表アリ

ニ一般民衆ノ畏怖ヲ買ヒ、信頼ヲ得ルニ

0167-3³

RA'-0099

0128

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

至るに、連軍内部より大反討あり且つ米軍より

同共の國

相手ニサレテ遂ニ立情也ノ如キ状態ニ在リ。

二、朝鮮共産党ハ急遽志士蘇軍ノ進駐ト共ニ

中央地方ヲ占ム

総戦ト同時ニ李英ヲ責任書記トシテ

懐古閣等以懐ヲ展開スルニ米軍ノ進

朝鮮總督府

駐ニ伴フ民主主義ノ招致、及ビ北鮮ニ於テ

(北)

蘇兵及ビ共産党員ノ内鮮人ヲ別ガサレ

奪取、海峽、海盜等也言情ニ絶ヤル破壊

行為が逐日多岐ニ判明スルト同時ニ当初

ノ行進中策動ト思ヒ合ヒ、極意ニ信用

(付同巻)

0167-4⁴

ヲ失墜スルニ至リ、今ヤ、京城ヲ中心トシ

(朝鮮分)

地域ニ於テソコノ危急ニ対シテ、恐慌充満

ノ状態ニ在リ、但シ米軍ノ未カド迫ルニ加

ニ対シテ、北朝鮮軍ノ新部隊ハ、北朝鮮

ル南鮮方面殊ニ農村ニ於テハ、極度ニ憂

ノ策動ヲ為シ、北朝鮮軍ノ新部隊ハ、北朝鮮

相當振作シ、培養セシメ、之ヲ好シ。

日露ハ、当初至矣、鄭拍ヤンヤンカ、其外北朝鮮軍ノ新部隊ハ、北朝鮮

朝鮮總督府

3. 米軍ノ攻前迄鳴ラ階メアリシ、民主主義者

親米主義者等ハ、入攻ト同時ニ、氣勢ヲ擧

ゲ、歡迎其他ニ親米の媚態ヲ盡シアリシガ

依ヒトシテ、激闘抗争激シク、急務ニ對保ノ

新

統一ヲ期シ得フニカリシガ、重傷ニ在ル大韓

0167-55

5
10

同此先ト合儀シ、宋錕兩ヲ委員長トスル
韓國民主先ヲ結成スルニ至レリ。

本党ハ韓運會ノ建國準備委員會カ

臨時政府ヲ樹テス。飽テ鮮内存ス

シ中ハトシテ其心ヲ和立致シ、母儀ニシ

朝鮮總督府

トスルニ付シ、在野臨時政府ヲ母儀ト

之ヲ迎ヘシメ

シ、鮮内分子ニ之ニ協力スル建前ニ採リ

アリ。其間在野臨時政府ヲ樹テ致シ

テ以テ、朝鮮内ニ聯合政府ヲ樹テサル、ナリ

ハ、臨時政府トシテ、之ヲ其心ヲ總運會

(谷田)

0167-66

RA'-0099

0131

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ニ於テ右統ニ政府ハ組織セラル、且臨時

政府トシテ思ハル表易アリト聲明アリ且

米軍ノ改修ノ状況モ民主共産兵隊相

対立抗爭シ民族ノ弱點ヲ完全ニ暴露

シテ遂ニ人心ヲ不安トシメアリシ状況

朝鮮總督府

鑑シ民主黨ノ中心分子ニ張徳秀等ハ

建國準備委員會 崔滙愚等^ハ 崔光

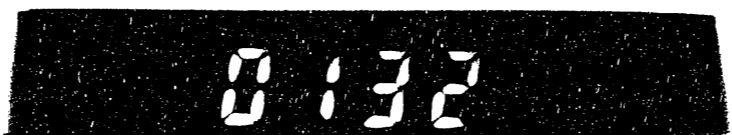
崔光達ト會シ親密ノ統一ト妥協

ヲ圖リ且ニ成ス、遂ニ右部並部ノ中

ニ今日ニ及ヒタリ。

0167-79

(谷岡納)



4. 獨立ニ對スル朝鮮人ノ歡喜ニ老幼男女

ヲ問リテ者初メ恠ニ熱狂的ナリ

カ蘇軍ノ進駐ト一俾ニ敢行セシムル凡有

殊ニ無道ノ行為ニ對シテ日人ノミニ止ラズ

朝鮮人有力者、財産家その他一般民衆ニ

朝鮮總督府

又ガニ至リ蘇軍及共産黨ニ對スル怒鳴ニ

北鮮ヨリ南鮮ニ急遽之波及シ、北事ヨリ

南部ニ逃亡、稱位スル者跡ヲ遺スル

北鮮ノ事變ニ對スル米軍ノ同尋カノ抑壓政策

ヲ陳情スル有志、代表者日ニ繁キ状況

0167-80

RA'-0099

0133

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

在^ル方、米軍又^ハト共ニ速クニ独立^ス

着手^ス、^ニソト考ヘアリシニ、米軍々政務ニ旋

テ、^ハ金^ノ臨時政府ヲ重視ス、^ハ政費

ノ支助ニ付クニ^ハ其^ノ他^ノ若干ノ制限^ヲク

ク、^ハ日^ノ者^ノ分^ノ給^ノ符^ノ換^ノ權^ニ並ニ日^ノ人^ノ官

朝鮮總督府

吏ヲ任用ス^ル等ノ名^ハ明^ク、^ハ日^ノ者^ノ符^ノ各

局長、^ハ局長^等、^ハ朝鮮人^ヲ任用^スル^ニテ米軍

政府^々之^ノ委任^スル^ニ等^ニ因^リ、^ハ時^ノ費^ノ經

過^ト具^ニ、^ハ獨立^ノ未^ク、^ハ速^クニ^ハ符^ノ各^ノ今

獨立^ノ解放^ヲ、^ハ之^ノ為^ニシ^テ、^ハ意^ヲ示^スル^ニテ^ハ、^ハ詮^釋

0167-9 9

RA'-0099

0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ニ事急ヲ其觀視スニ至リ 學生等ニ

其地附近運動ヲ上メ

附近運動ヲ上メ 今ヤ校門ニ復歸ス

是トノ空氣勃興ナリ。斯クレテ 一般

ノ政見其他ニ同シ 独立運動ニ今ヤ街

路運動 演説 軍備等ニ依リ統一

朝鮮總督府

此後十日ノ逐日下火トナリ、大半ハ獵官

米國物申シ

運動トシテ全勝ケニ狂奔スルニ至レリ

政に運動係及ハ其運動ハ大略右ノ如キ状

況ナルガ北朝鮮ハ其産一色トナル外、南鮮

ニ於テハ其産兎ハ月下一般ノ人氣ヲ失

(谷岡 辨)

0167-10 / 10

RA'-0099

0:35

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

陸軍省方針ヲモシテ運動ノ建策

ヲ期ス外ナシ。民主主義陣營ニ多クノ

人材ノ含養

滋潤振興。其他ノ内部的欠陥ヲ蔽シテ、

ニ米ニ依存シテ自己地盤ノ拡大ヲ企圖シ

テ大企業朝鮮ノ統制ヲ欲ス

アリテ、其發展ノ可能性アリシニ、共産党勢力

朝鮮總督府

カヲ監視シテトシテ可能ナルベシ

念之 (備案トシテ)

0167-11 //



0168

停戦後ニ於ケル

治安状況調査

(北緯廿八度以南)

京成日本人在話會調査課

治安状況 (北緯廿八度以南)

東大門署管内 1. 8月17日夜新伎町競馬場附近ニ於テ内地ヲ

9月8日以前

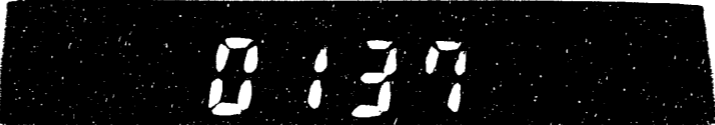
- 2. 8月20日夜昌信町ニテ内地宅四軒ニ強盗侵入 警ル半島人が妻ヲ殺害シ
- 3. 8月21日夜商品仕入ル入城セル半島人一名ヲ昌信町 幸電要所地下室ニ連行一名殺害一名傷害
- 4. 8月22日夜昌信町半島人家宅ニ強盗侵入ニテ内地警

仁川

- 1. 9月8日 所謂チビラ層ノ辛勤多ク職ヲ失フ工員等、 輕傷ヲ受ケ復ハラレル内地側有産階級ハ甚カク 密視ヲ行ハルヲモテ少カラズ
- 2. 府内平陰未軍軍紀嚴ナリシガ朝鮮人保安隊 十警官衝突シシカ仁川署警務主任ト金岡病院 長ガ射殺セラル

大邱

9月8日 一部内地有産階級ニ動搖アリ但シ一般ニ 平靜ニテ内地人割、ク一割ハ残留ニテ盡テリ 0169



大田 9月8日 目下平静ニ帰リバツリ相当残留者ヲ見ユ
清州 9月8日 内地人迫害ヨリテ親日系韓人ノ迫害ナルモ多シ

9日

本町署管内 1. 午後三時頃 同盟通信社ニ保安隊同行ノ同社員約
五十名ガ押シカケ全部ヲ接收

2. 近澤印刷所出版印刷製物組合接收済ノ貼札ガ
下リ朝鮮軍兵同盟ニシテ管理ス

3. 京城日報ハ同社員押掛ケテ糊白ク達セテ現在平島人社員出社セズ

釜山署管内

1. 朝鮮帰還兵同盟ハ武装ハ一層半ガ押シカケ引渡ヲ要スル
彼等ニ引渡功同盟ニハ警官居ラズ米軍ト字兵同盟ニヨリ
管内ハ警戒中

2. 宮井町交番ハ銃彈帶剣等ヲ強奪カレ警察官ノ民家
ニ匿ク以後平島人略奪ノ旨派遣警察官駐在スルモ武装

3. 京城日報平島人社員又トシキビラノ他出版業者ガ外シキ
ビラガ釜山路区リニ見ラレシ

0170

東大門署管内 朝鮮帰還兵同盟ニヨリ本署引渡ヲ強要カレ引渡シ

西大門署管内 米兵三十名米軍兵鮮人字徒約五十名接收ニ米軍推至ス

城東署管内 1. 法字書内字生八名(内一名拳銃ヲ所持シ城東署ニテ警察
主任又テ警察引渡ヲ要スルシ

2. 自衛隊員内地人家宅搜索ヲ行フ

本町署管内 1. 本町署ニハ朝鮮人武装帰還兵約百名引渡ヲ要求セシモ一既シ

2. 大編堂印刷株式会社朝鮮帰還兵証券印刷株式会社近川軍印
刷大成堂印刷ハ京城出版協働組合ノ下ニ約十名拳銃銃
剣ヲ握ル者ガ監視委任状ニ捺印セシ

3. 治安隊三名ガ泥酔上友井商店窓破子ヲ破リ本町署ニ捨来
ルシ

4. 午前十一時頃明屋町小林飯堂株式会社ニ米剣ヲ半ニシ
十数名平島青年ガ押入リ従業員身体検査家宅搜索ヲ行ヒ
日本刀一振ヲ強奪シ

0171

署二米軍四十名丁内八米軍の治安下ニ行

京畿軍管内

1. 羅石所方稱自警團上群スルニ味ナシ数名内地人家庭ニ對シテ暴行ヲ行フ

京畿道警察部

「不法逮捕、米軍、地已耳聲張風ト合談、ト全部和返ルツルヲ治安、米軍ハ昨日到ルル事ナリ」

本町署管内

1. 京畿驛ニ於テ治安隊ハ内地引揚居ノ物品取調ヲ行ヒ若干ヲ取上リテ警備ニヨリテ取押メタル
2. 南村ニ於テ治安隊特務隊 武器零件ノ出器ヲ刺テ強奪ス
3. 米軍明保連隊ノ解散ヲ命ズ
4. 城東署逮捕事件ニ對シテ學生ニ名ノ華進行進中日本隊打倒ヲ叫ビ日本人ニ散乱ヲ強ヒ強打叫
5. 南大門口ノ一 銃ヲ持リテ示威警連隊ニ大々對シ半島人一名拳銃ヲ以テ威嚇 拳銃叫
6. 平津ニ暴スル 治安隊並哨中ナリ

本町署管内

1. 鐵路支團ノ警備ハ此ノ度 米軍ヲ以テ民衆ヲ煽動スル 密探隊ハ悉知セ 内地人ニ 捕獲スル 樂ハル 形勢ハ 見ルニ 非ルニ 依テナリ

0174

12日

樓盤町管内治安隊ハ拳銃ニテ新堂町三六六、小林義雄方外四軒ヲ捕獲シ、京城市釜蓋路區梨花町ニ〇六松本方ニ少年軍保衛隊ニヨリ日本刀ヲ強奪シ別保衛隊ナル者ニ武器座卸ヲ引渡シ

京城市朝鮮人行生ハ午後召集ニヨリ集メテ内地人團學生ニ對シ服裝検査ヲ行ヒ、ニ三年生ヲ全部 階打攻

往十里内地人部隊ニ朝鮮政府ノ命ヲ稱シ 藍國隊員 七名禁邊ニ日本刀ヲ他物ヲ強奪シ 強奪

13日

本町署管内ハ午後三時中村町大日方武軍長方ニ米軍人員密着生徒が團入通リ合セテ米兵ヲ制止シ大勢ハ 兎クハ日本刀一口ヲ強奪出包丁、強奪強奪ナリ

2. 夜間ノ治安状態ハ本町方ニ甚チナリ、警正明言ヲ有セリハ通行者ナリ

京畿邑高 下米軍ハ共產黨ノ動中ニ非特十團心ヲ有シ判明セル者米軍團隊ノ在籍及所在地ヲ明示ス 警備強

14日

一時持込問題ニヨリ混亂セルニ 現在ハ更狀況ナリ

午前六時二十分本町城島橋因ニテ米國守備兵 五名上陸華人保安隊之身ヲ強奪ナリ行ヒ、曉ニ 時計一箇ヲ強奪以テ同様ノ被害多シ

0175

14日 鐘橋区明備軒一、七八中の方未七人=村に切腹銃器の以手籠護一名を品子強奪の
員傷せしむり、ヨウチ女子醫務病院=手当りボメルモ同病院ハ該人経警=ミテ不執切下
す。

東大門区金臺岩町十八、六組一組至二午前九時半東大門治安隊十五名午前十時半金臺
岩治安隊十五名建國準備委員会板橋向員三名ハ米國軍命令=ヨリ兇器ヲ知覚
ニテ上ノ家庭捜査ニ未定以下十九野軍刀色下ノ他武器類未ヲ捜査。

午後三時頃十名許ハ譯人ハ米兵一名ヲ伴ヒ中区金臺町三、ニ未松中の方=未リ日本刀一振
ヲ強奪シ、午前、長沙町山東宛=治安隊譯人一名米兵一人米ヲ武器ヲ捜査セリ。

京仁線

15日 桂柳河間峠峰望守薩美本地方=附近ノ農民(數)ハ桂柳ヲミテ下ナリヨニ米金臺
員ニリテ米兵危險ノヲ米城=引揚下リ、家ハ破壊セラル家具類ハ持歸カシ農園ニ捜査シ、
九月十五日附ハスエリ一上將軍、命令トシテ往テ取行進及集合ヲ行ハシメルハ、同日中
軍憲兵隊内=ハ米軍憲兵司令官部ノ許可ヲ得入ル、許可ハ米軍全行進ハ前年敵
セシト言明致。

午後 南大門五丁目派出所=於テ米軍治安隊=ヨリ射撃検査ヲ行ハシテ持審本部
ヲ強奪セリセリ。

0176

15日 清涼里方面、保安隊ハ通行中、日本人ノ身体検査ヲ履登=行ヒ電車、日本人
乗車ヲ拒否シツタリ、清涼里至馬場表ヲハ保安隊ハ米不強強奪未遂事件ナリ。

皇覽地区玉仁町四七三ニ成銀鑛株式會社ニ中倉山東京城事務所ニ行テ二時半頃
人民支那團ト稱スル者約三十名上下ヲ二分乗シテ持槍出陣ヲ強奪セリ、是ノ已報セリ、
十下下ツタリ、予讓讓承諾書ヲ言ヒ財產全部ヲ引渡シタ。

0177

15日 鐘路署管内... 午後六時半頃、武蔵セ、序兵隊数名が鐘路區清雲町、

白雲荘へ侵入し現金500円、カイホク——一台ヲ強奪セリ。

16日 本町署長談... 朝鮮人側ノ団体(治安隊等)解散ニツキ、以前ノ如ク団体

ニ于テ行動スルコトナシ。唯ニ、三在ノ強盗ヲ侵入アリ、其等ハ本日ヨリ

直ニ裁判断ニ送ルコトニナツタリ。

2. 警察署守、本町、竜山、永登浦、三署ハ日本人警官、城東、鐘路、

鐘路署

東大門、西大門、城北、麻浦、六署ハ朝鮮人警官ニヨリ整備ヲ行フ。

2. 警化町五三〇ハ大因成ハ午前十時十分、死南町警察官

張出所ニシテ米兵ニ身体検査ヲ受ケ脱走、時計ヲ盗マレリ。

17日

勤務米兵ニ身体検査ヲ受ケ懷中時計ヲ強奪セリ。 3. 府廳、

有効ニ活動、總ノ米兵處ハ平岸通リ職務ヲ遂行。 2. 米軍到着後、

1. 機能、變化ハナシ。 3. 銀行、郵便局、南カレテ、此ハ警察署、

消防署モ正視ニ勤務。 4. 地方商人、工場主、彼業ハ彼業トシテ

6. 米國軍船ノ荷役ニ1500人動員。 7. キリスト教會ハ南カレテ、

11. 時五分ニ放送ヲ開始シ、コノ間時々放送ヲ断續セリ。コレハ軍政

長院、一ノルト少科ニ依リ放送局管理進行中ニ依リ生シテ、事故ニ依リ

0178

2. 旗送局ハ一ノルト軍政長官ノ管理及監督ノ下ニ運営サレテ、コレニ

對シテ若干、期間内從前ノ職員ガ協力スルコトニナツテ、3. 放送ハ、

將ノ命令ニヨリ、J.O.D.K.ノ技術的、事務的、監督ヲ行フ。 5. 米國軍政府、

朝鮮關係係報道部長ニハ、一ノルト中佐ガ70グラムノ檢閲ヲ行フ。 6. 重要、

代表者ハ各一各名宛朝鮮關係報道部長ニハ、一ノルト中佐ノ下ニ出頭シテ許可ヲ

受ケテ、計畫シテ、7. 一ノルト中佐ハ各重要政黨、放送時間ガ平等ニナル様

ニ計畫シテ、8. 放送者ハ、15分ヲ超ハサル原稿並ニ放送申請書ヲ一ノルト中佐

ノ手許ニ提出スルコト。

3. 政廳... 一ノルト中佐ハ、昨日各政黨ガ自己ノ目的ニ從ツテ各自組織ヲ持ツベキコト

聲明シテ、組織完了後各政黨代表者ニ名ツツ朝鮮關係報道部長ヲ

訪問シ、コレ等ノ書類ヲ提出スルヲ要スル政黨ニ關シテ述べタリ。

米價... 一ノルト軍政長官談。米軍政黨當局決定ノ米價ハ、1924年度產米ニ料

2. 米價適應スルコト。

政廳... ハ、中將ハ各政黨ガ組織ヲ完了シ、各政黨ノ指導者ト會見スル

コトヲ希望セリ。會談ハ五分間以内ニ向テ五分間ヲ用テ、

治安團... 朝鮮人歸還兵ノ団体、警務局長兼憲兵隊長ニ一ノルト中將ノ許コトヲ名簿ヲ

提出シ、コノ中カラ、警報ヲ選定スルコトヲ治安團ト名付ケル、ソノ他歸還兵

ニヨリ、治安團體モ、団体名簿提出。

0179

本町署情報 1) 治安警隊ノ身体検査アリ。治安警隊ハ一應ハ解散シタガ勝手ニ依リ
任来ニ困ル状態下ナル。現在京城ニハ共產黨ノ鮮人ハ約三千名アリ
横橋、
2) 鐘路署ガハ警備ノ服装ヲ変ヘ、ヒサシナイ戦闘帽ニ、カキ一色ノ洋
服ヲ着テヤル。

0180

召集解除夫ノ原隊復帰ノ指示ルニ警官ハソノ居ルヲ以テ
上道町東部町会ノ一部鮮人ハ公私有財ヲ接収ニ早急英ニ内地人警察ヲ策動スル
モ、アリヤルニ事前ニ阻止セリシテ、鮮人側ハ自治会ト町会ト相対スルヲ以テ、協力シテソノ

東大署

調査 十七日四時ニ十分頃 東大門ニ興農部 渡辺 富司氏方ニ約十名、混雑侵入シ
同氏ヲ洗理ヲ行ヒ、殴打 家人ヲ縛リ、1500円内外ノ現金外通帳各數ヲ押奪シ、
沙、町内自衛団員ニ発見セシテ、一先逮捕、町下興農口民学校ニ拘禁中、
犯人等ノ遺跡ニヨリ、匪盗団ハ、各數名取落シ逃走セリ。

18日 22日迄

18日 博文寺事件

18日 鮮人カ博文寺救済用物資ヲ搬出シ始メ、
19日 午前八時多敷ノ鮮人同寺ヲ包圍、奪取更ニ併像ソノ他家具等ヲ持去ル
暴徒英、數ニテ下ラセ

20日 硝子ノ破壊シ、坐褥壹ニモ侵入、暴行ヒ、茶壺モ被害下リ。

21日 トラニ、玄奘ノ一物モ獲得セシタル。

22日 毛ヤラニ、温浴ノリ、米兵警察官ノ未獲
掠奪ニヨリ被害 救済物資、被害 百万円以上、寺ノ被害 50万円位

19日

工場破壊 森島(京城支所)ガ工場ガ工場維持委員會ヲ組織シ工場主ノ解散
工場ヲ破壊セリ。

0181

21日 巴ナハ 強盗 午後七時四十分頃 永樂町一ノ七ニ 福山方ニ侵入シテ ヒストルヲ以テ脅迫

22日

引揚場 強盗 午後十時三十分ニ カナガ 東大門ニ 農農町 道家、西川 両城 大教授宅ニ 侵入シ、

東京 鉄道社宅 外一軒ニ 数十名ノ 鮮人 侵入シ、引揚場ニテ 強盗ニシテ、

引揚場 被害

中ニ 租町一ノ二。米村方 舟山 植次郎氏、富川 野素 砂邑 高尺 里、此ノ

リ 京城ニ引上リ、各車ニ 三輛ヲ以テ 運送スルニ、郵信ノ 青年隊十數名カ 農作物ノ 一部ヲ 没収シ、各車ニ 押シ、此ノ 午前十時 青年隊ニ 引上ラシメ、未

收獲ノ 農作物、土地 建物、全部 没収スルニ、此ノ 午前十時 青年隊ニ 押シ、

24日 印鑑 証明 東大門 運送所ニ、村藏ノ 課長カ 更迭シ、方針カ 判ラズトシ、理由テ、印鑑

拒否

証明ノ 交付ヲ 拒否シ、

京城 地底 農産 变化 揚州 邸 蘆海 面 月 溪 聖 鹿 川ニ 赴行シ、日本人、日本人 所有、山林 果樹

園等、盜伐ニシテ 青年團ニ 称スルニ、此カ 横行シ、日本人、証人同、証人同、農作物 以外ノ 一切 持出テ 拒否シ、此ノ 午前十時 青年隊ニ 押シ、日本人 所有、地、米、粟、改、無、償、没、収、此、小、林、科、ノ、必、要、ナ、ル、所、ニ、シ、テ、

0182

24日

米將兵、強盗... 鐘路区 樓上 町一六、五〇 重要 物 資 鐵 園 理 事 長 渡 辺

24日-27日

豐 日 子 氏 宅ニ 米 軍 將 校ニ 名カ 午後三時 頃 訪 内 家 宅 搜 索 され

貴 金 屑 ヲ 求ム 後 警 團ニ 運 行 警 團ハ 米 兵、一 隊 カ 侵 入

理 事 外 四 五 名カ 歌 葉 札 于 中ニ 同 氏 宅 内 持 出ニ 歌 葉 札 夕

二十五日 朝 經 理 部、物 資 部、鐵 道 部、米 軍 部、金 庫、内 務 物

カ 没 収 され 夕 後 解 放 され 夕

二十五日 午後 同 宅 定ニ 三ナリニ 復 入 現 金 一ナナリ 強 盗

二十七日 午前十一時 再ニ 彼 等 来リ、寫 眞 機 三台、眼 鏡、指 輪

腕 時 計 等 強 奪 現 金 三ナナリ 強 盗

0183

25日 暴民

鹿比義藏野玉山面分理調玉山録山一振ハ午前九時約四十名ノ暴民来
籠ハ秋義類家具ヲ掠夺セリヨリテ大城ニ引揚テテ

26日

暴兵, 家宅侵入

午前九時三十分頃ニ坂通ニ五番地(解銀倉宅上)ニ暴兵四名侵入,
最初二名ハ門外ニ付テ見張ヲ以テ全兵士走リ家捜シニ娘ノ提供ヲ
要求セシメ報答ナシ上ノ如ク7件ハ近隣ノ家々ヲ叩キ特ニ其會ノ近傍
ハ注意ヲ要ス

0184

備考

以上集録セルハ、届出アリシ人、或ハ本會
調査部ニ付テ同查判明セルニ付、此ノ外ニ天
被索ニ付テハ、後、謝テ恐付届出ガレシ人、事
件ヲ隠匿セルノ規程、數ニ上ルル勿論ニ付、
本編集録セルハ、備カニ付、一部分ニ過キ
ガレズト思科セリ。

0185

125

に至り（後八月二十五日に至り判明せる處に依れば咸北道廳幹部は八月十五日羅南發十八日茂山に到着せり）此の間北鮮地帯に於ては其の歴史的沿革上共產主義者民族主義者の活潑なる行動開始を豫想せられたるを以て朝鮮軍とも緊密なる協力を保持し日鮮人間乃至官民間に怨恨・反動に由る暴動流血の不祥事件發生を極力防止すべく努めたり。

蘇軍の壓迫に伴ひ咸北地區避難民の一部は之を軍とも協議の上平南・咸南の平元線沿線の高地帯に移動せしめたるが八月二十日頃に至るや滿洲よりも戦災避難民相踵いて新義州、平壤地區に南下し來り（約七萬五千人）平南北當局に於ては之等に對する救護宿營等に忙殺せられたり

八月二十一日蘇軍一小部隊は突如元山港に上陸、同地航空隊及要塞司令部等の武装解除、陸軍倉庫の接收等を行ふと共に兵士の一部は通行人を檢索し時計其の他の装身具を掠奪せる外京

外務省

0189

134

蘇軍の侵入と其の後に於ける北西鮮地帯の推移

昭和二十年八月九日零時過ぎより羅津港に對し加へられたる空襲を契機に爾後蘇軍は漸次空陸より壓迫を續け來りたるを以て現地に於ては既定計畫に則り十日遂に羅津府民約二萬人に對し府尹より退去命令發せられ慶興、阿吾地等の地方住民約五萬五千人又安全地區に緊急避難を開始する一方阿吾地に於ける朝鮮人造石油工場は已むなく自爆の措置を講じ一般民生竝に警備機關も逐次後退するに至れり。蘇軍參戰の報は現地朝鮮軍の反撃態度の消極性の風評と相俟ち朝鮮内各方面に大東亞戦争の悲劇的終末を疑懼する空氣の濃化を招來せり。

蘇軍の侵入速度は迅速にして且つ八月十五日以降も繼續せる空襲の爲避難民の大量救出は極めて困難となり通信連絡又遮斷せられ斯くて北鮮國境地帯住民は茂山方面の山間地區に大部隊を以て避難せりとの情報を最後に旬日の長きに亘り消息を絶つ

外務省

0188

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0147

137

行政
接收の

武装解除は軍隊に止らず、八月二十三日迄の間に憲兵及警察官にも及び之等の武器は民間に族出せる保安隊等が引渡を受け其の恣なる携行に委する處となれり

蘇軍の進駐は其の後引續き平壤、海州より開城北部に迄及び三十八度線を境に至嚴なる警戒線を設くるに至りたるが行政權の接收に付ては咸南、平南北、黄海等執れも八月二十三日より二十七日の間に於て行はれたり。當初蘇軍將校より道の行政は現存の道廳の機構に依り繼續運營すべく治安に付ては特に責任を負はしむべき旨申渡を受け此の方針にて準備し居りたるに拘らず兩三日後忽如として行政權一切を人民委員會に引繼ぐべしとの指示に接し且又知事以下内地人幹部就中警察官に在りては相當下級者に至る迄何等の理由なく抑留、拘束せられ取調等のことも勿論無く其の拘束は今日に迄及び居れり

外務省

0191

136

元線を直ちに遮断し通信機關に對しても府外通話を禁止するに至りたり

八月二十二日北鮮の武装解除擔當は蘇聯との通電を中央政府より受け直ちに婦女子其の他避難を適當とするものの南下方指令せるも南北分断の事後に於ては周知徹底し得ず、鐵道沿線附近の一部が漸く避難し得たるのみにて多くは滯留を餘儀なくされ陸路引揚の企圖も空しく海上交通に依る脱出も奏效せず後日屈強のもののみが徒歩に依り監視、警戒の眼を掠めて京城に脱出し來るの事態に追ひ込まれたり。

殊に咸北の食糧事情は從來とも自給至難にして就中米は其の大部分を他道産の搬入に依存し居りたる處埠頭等に集積しありたるものは戦禍に依り炎上し或は蘇軍に一括接收撤去せられ輸送機關の停止と共に遂に戦災避難民の食糧窮乏の報に對しても應急措置を講ずること不能の結果に至りたり。

外務省

0190

RA'-0099

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

139

三十八度以北の蘇軍占領地の現況に鑑み京城駐在蘇聯總領事を平壤駐在の蘇軍最高指揮官シキヤスコフ大將に面會せしめ左記事項を折衝せしめたきに付京城平壤間旅行可能なる様駐日蘇聯大使を通じ了解を求むるか又は駐日蘇聯大使より直接蘇軍最高指揮官に右の當方申出事項を通達方可然取計相成度、尙其の結果に付回電相煩度

一住民一般特に内地人の生命財産の保護に關し特別なる考慮を拂はれ一般住民の不安を解消せしめられたし

二内地人官吏、警察官の抑留は速かに解除せられたし

三興南日窒の工場施設、北鮮地帯の發電及送電施設の内地人従業員を排除し朝鮮人にて獨占運營せんとするもの如きも肥料其の他の重要産物の生産中絶、停電等の虞あり民生確保上可成内地人は現職の儘使用する様されたし

四北鮮地帯に於ける退職者及其の家族等の輸送、食糧、保

外務省

0193

138

人民委員會に依る接收は單に行政權に止らず重要工場事業場金融機關に及び施設の奪取、日本人従業員の追放、住宅の占據等暴行相踵いで敢行せられ他方蘇軍に依る食糧及工場施設の撤去等の事もあり爲に避難邦人は此の兩者に依り住家、家財、預金、現金の一切を劫掠せられて殆ど着のみ着の儘の狀況にて流浪し迫り来る酷寒と飢餓にも拘らず全然醫療救護施設を缺く爲に餓死、病死するもの後を絶たず屍体の處置にも窮するの慘狀に在り最も甚しきは婦女子に對する蘇聯兵並に朝鮮人の凌辱暴行事案にして爲に婦女子は皆男装に依つて之が危害を免れんと努めたる情況なり

右の如き悲惨なる事態に對處し北西鮮地區戰災民の救護を可及的圖らんが爲八月二十九日政務總監より外務次官宛左の電報を發し善處を要望する處ありたり

「保障占領地の蘇聯軍最高指揮官に對し申入の件

外務省

0192

RA'-0099

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

141

て其の後判明せる處に依れば戦災邦人は北鮮は咸興元山地區、西鮮は平壤地區に夫々集結せしめられ歸還の日を希求しあるも食糧は少量の高梁、大豆等雜穀のみにして野菜其の他の副食物亦入手困難にして燃料も乏しく男は強制勞役を命ぜられ女は相變らず夜間連行せらるる等言語に絶する迫害を蒙り飢死、凍死者も日々増嵩の趨勢を示し就中風土病たる發疹チフスの蔓延あり、最も甚しき咸興に於ては毎日死者二十數名を算し老人、學齡前の幼兒等は其の歸還殆ど絶望視せらるるとも云ふ狀況なり

外務省

0195

140

護等に付特別の御配慮ありたし
咸北道廳職員以下道民數万人は咸北の白岩、茂山間に避難しある處食糧不足の爲毎日死亡者相當數續出漸増しあるに付當方の救護措置を可能ならしむる様人道上的問題として之に協力されたきこと
外務省よりは龜山參事官以下係官の派遣を受け之が救出に努力せしも蘇軍最高指揮官に於ては交渉開始にも應諾せず蘇聯領事館或は万国赤十字社代表等を経由する方法等凡ゆる手段を研究考慮し折衝せるも奏效せず悲境に沈淪しある多數同胞を前にして中央政府及總督府とも手の下し様なく又物資、資金を携行潛入せんとするも途中掠奪さるること多く結局適格なる施策の奏效を見ることなく今日に至りたり
現在未だ南北鮮間の交通通信は分斷されたる儘にて僅かに健康を保持しあるものが万難を排して脱走し來りつつある模様にし

外務省

0194

RA'-0099

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

143

にも流血の慘を招來するの虞もあり延ては全鮮的に波及するを
 保し難く且は斯の如く街頭に雲集せる群衆を解散歸宅せしむる
 は實際上殆ど不能にして寧ろ此の際激動の渦中にある朝鮮人の
 心理を刺戟することなく示威行進等の形に於て其の鬱屈せる感
 情を發散せしむるに委ねたるは已むを得ざる措置と思料せらる
 然るに斯る措置は却つて彼等の増長を默認、許容するものな
 るかの如く一部に曲解せられ青年學徒等は勢の趨く處暴動化の
 氣配を示し同盟通信、京城日報等の公的機關の接收を強請する
 に至り他方之等機關幹部も多數の威力に屈し無爲之に應諾する
 もの多きを見たり、此の根本原因としては當面治安維持の第一
 線たるべき警察官は日本人警察官に在りては應召するもの多く
 殘餘の七割以上は朝鮮人なりしを以て朝鮮人なりしを以て朝鮮
 人の不穩、不法行爲の取締に際して急激に無力化せるに由るも
 のにして洵に已むを得ざる次第なるが（終戦後約四千人の日本

外務省

0197

142

ニ大詔換發後の一般的動向と之に對し採りたる措置概要
 八月十五日大詔の換發を見るや一時は内鮮人共に極度の衝動
 を蒙り呆然たるものありしが日本人側は一切を擧げて官の措置
 に俟つの態度を以て漸次平靜に歸したるに對し朝鮮人側は日本
 のポツダム宣言受諾は即ち直ちに朝鮮の解放獨立を意味するも
 のと輕信し平和回復に伴ふ安堵感と民族獨立の歡喜に興奮し之
 に一部不穩分子の策煽動介入して八月十六日は京城府内の目貫
 場所を中心として多衆人の街頭示威運動展開せらるるに至り米
 國旗と舊韓國旗とを併揚朝鮮獨立萬歲、聯合軍歡迎を呼號し甚
 しきは公的機關の自動車、トラック等迄朝鮮人運轉手の操從す
 るものありては之に参加するものあり市中を擧げて騒然たる
 ものあり、一般日本人間には斯る事態を放置默認せる當局の態
 度を手溫しとして非難するもの多かりしも若し軍警協同の下強力
 なる抑壓措置を取てせむか興奮せる大衆は變じて暴動化し萬一

外務省

0196

RA'-0099

0151

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

145

執り交通通信の公共施設も公然日本人の享用を阻害し爲に一般日本人間には専ら自己保全上朝鮮人の集團徒黨的暴力には黙從甘受するを得策とすべしとの消極的氣運醸成せらるるに至れり

斯る動向は臆て全鮮的に波及し戰時中の食糧供出並に勞務動員強行の反動として郡面事務所、駐在所等の占據、職員の追放並に迫害、食糧倉庫に對する掠奪、武器庫よりの武器彈藥の奪取、神祠放火等寔に容易ならざる趨勢を示したり、之に加ふるに之より先終戰に伴ひ戰時中の政治犯人は之を釋放するも可なりとの上層層の意向に依り之等囚人の一部を釋放するや一般囚人も出所を希求して騷擾行爲に出で行刑當局は軍隊の出動及警察官の援助を乞ひたるも軍は出動要請に應ずるの餘裕を有せず又警官の援助も意に委せず行刑當局は一般囚人の脱走を阻止し得ず又甚だしきは之を解放するものあり總督總監は其の事實を知り直に其の非行を死守防止すべきを嚴命せるも之を恢復するを得ざりき

外務省

0199

144

警察官の召集解除を見たと共に後日皇軍の武裝解除撤退に關聯し約九千人の將兵の警察官轉屬の措置を講じ以て警備力の増強に資せんとせるも一部轉屬者は赴任不能となりたり一時警察署、駐在所等も職務執行不能に陥りたるものありたる程度なりき

尙朝鮮建國の秩序ある進行の觀點に於ける政治的考慮より呂運亨一派に對し朝鮮内治安維持に關する警務當局の活動に協力すべきを要請したる處彼等は喜んで之を受諾協力體制を採りたるが爾後の活動に徴するに建國準備委員會なる名稱を使用し屢活動の末端に於て必要以上に實力を行使し殊に日本人に對する種々嫌がらせ的の威力を加ふるの越軌所爲の頻發を見たるを以て直に之が名稱の變更及活動の自制を嚴戒せるが其の他にも各種政黨、政治團體の簇出するあり又治安隊、保安隊等の任意結成を見たるが之等團體の實際行動は凡て日本人壓迫の形態を

外務省

0198

RA'-0099

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

147

郡面其他一般行政官廳に對する襲撃、占據、破壊	八六件
朝鮮人官吏に對する暴行、脅迫、掠奪	一〇九
神祠、奉安殿に對する放火、破壊	一三六
内地人に對する暴行、掠奪	八〇
其他	六〇
朝鮮人に對する同	右
等にして又同期間内に於ける殺傷事件に付て見るに	
殺害	日本人に對し 六件
自殺	朝鮮人 " 二一件
	日本人 " 二五
傷害	日本人 " 六七八
	朝鮮人 " 六七
毆打、暴行	日本人 " 一八
	朝鮮人 " 一一八

外務省

0201

146

斯の如き優慮すべき治安状態に瀕せるを以て朝鮮軍と協議の上政治運動取締要領を策定し軍官民共に茲に同情的態度より毅然たる取締態度となるべきを闡明し警、憲の取締活動を一層積極的ならしめたる結果各地とも漸次治安は常軌平靜に歸するを得たり

八月十六日より二十五日に至る十日間の朝鮮内に於ける事故發生の結果に徴するに

警察官署に對する襲撃、占據、接收、要求等 一四九件

銃器、彈藥掠奪 四一

内地人警察官に對する暴行、脅迫、掠奪等 六六

朝鮮人警察官に對する 一一一

外務省

0200

RA'-0099

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

149

迄に夫々宮内省に奉遷し財産は凡て後之を軍政廳に引継ぎ神宮御本殿は十月十八日許可を得て完全に解體奉焼せり

當面の人心安定方策上食糧需給の圓滑なる調整は最も苦心したる處にして八月末より九月中の鮮内食糧事情は最も窮迫し之が操作擔當機關の機能喪失竝に輸送の停止、倉庫の接收、掠奪等極めて困難なる條件の加重を見たるを以て京城府内に於ては非常備蓄米の處分、軍隊出動に依る米の強行搬入等緊急の措置を講じ辛じて危機を脱するを得、食糧豊富なる南鮮への日本人全員の移住又は配給量の一合八勺への切下等の考慮は未發動に終るを得たり、又戦災民引揚者等の集結地に對する食糧手配に付ては現地機關の勞苦至大なるものありたり

終戦と共に朝鮮總督府施政の浸透力の弱化せるは各部門とも一般的現象なりしが朝鮮人を多数使用しありたる方面殊に其の下部機構の殆ど朝鮮人なりし交通運輸業務の機能は著しく低下

外務省

0203

148

の状況なるが之に依りても明かなる如く多くの事案は民族的契機よりも寧ろ反動的怨恨に基くものにして、日本人にして朝鮮人側より被害を蒙りたるもの朝鮮人に依る朝鮮人のそれに比し件數極めて僅少なるは終戦後の混亂、動搖の本質を窺ふに足る注目すべき事象なり

鮮内各方面に奉載しありたる御寫眞中北鮮地帯のものは蘇軍侵寇直前道廳に奉遷したるが八月十七日頃全鮮の御寫眞は宮内省の意向を訊したる上奉焼と決定手配を終へたり、各地とも事故なく完了せるものと思料せらる

國幣社以下各神社の御神靈に付ても右に準じ昇神の儀を執行し靈代は適宜の措置を爲すべきこと及現有財産は國、道、府、邑面等の關係機關に引継ぐべき旨を指令せるが後日神社御本殿に付ては米軍政廳に於ても奉焼の指令を發したり、特に朝鮮神官に於ては八月十六日昇神の儀を行ひ御靈代及御神寶は八月末日

外務省

0202

RA'-0099

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

150

し日本人に對する公然たる切符發賣忌避も行はれ驛長事務も凡て朝鮮人の專行する處となり配車指令等も朝鮮語を以てせざれば連絡せず而も朝鮮人従業員の出勤及事務能率極めて低調にして給水給炭は時限を失し列車の正常運轉は不能の状態に陥りたり、荷役關係人夫の獲得及能率昂揚亦共產系分子の妨害もありて難澁を極め對進駐軍の勞務充足にも事缺く程度にして全鮮を通じて勤勞嫌厭の風潮瀰漫するに至り生産停止は各部門に招來せられたり、日鮮間交通の船腹の確保は當初より最も懸念されたる處なりしが中央政府當局の努力に依り大體中斷することなく後日百屯以上の船舶の航行禁止の指令ありたる際にも日鮮間連絡船のみは除外せられたり

外務省

0204

151

本府と各道間の連絡通信は暗號電報、警備電話、連絡員派遣等の方法に依り其の緊密性確保を期したるが事態の推移に伴ひ三十八度以北に於ては威北は大詔渙發前より他の各道も行政權接收以後は連絡杜絶し爾後は地方民の使送、情報提供等に俟つ外なく南鮮に於ても朝鮮人の凡ゆる妨害に遭遇し地方機關との連絡保持には相當腐心したり、郵便等も殆ど正常なる運営は停止せられ電話も京城府内に於てすら彼等の怠業乃至意識的妨害の爲用を爲さざるものありたり

軍需生産其の他軍關係事業は終戦と共に停止又は民需生産への轉換等の措置に出づると共に勞務者の徵用を解除し圓滑なる復員に努めたり、他方聯合軍側に提供を豫想せらるる賠償引當財産の現状維持に努むると共に之等權益調査に着手せり、一般土木工事其の他國庫補助事業及公共團體經費に對する國庫補助に付ては月數の経過をも考慮し特別の事情なき限り年額の約半

外務省

0205

RA'-0099

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

153

補助金の支出、融資命令の發動等の措置を以て之が解決を圖りたり、八月十五日以降九月二十八日迄の間に於ける鮮銀券發行超過額は三十六億に及び九月二十八日現在の發行高は八十六億五千八百萬圓を示したるが之は右期間内に於ける預金引出超過一六億二十五、六億圓程度と推定せられ内七億圓程度は日本に送金せられたり、國庫支拂超過、融資命令に依る貸出及一般引出、關東州内に於ける發行超過に由るものと思料せらる、官公吏の身分關係亦終戦に依り問題となりたるが官吏の退職手續、退職金の支給等は後日中央政府に於て善處せらるるものと豫想せるも地方團體其他の吏員の退職金、歸郷旅費等に付ては當該團體の經理上可能なる場合は支給し置くを可とすべしと見透し支出整理するもの極めて多數に及び後日米軍より之が不法の追求を蒙り支出金の返還を要求せらるる禍根を貽したり

敍上の如く轉變繼起する幾多の**專案**に對し夫々最も妥當とす

外務省

0207

152

分を支出すること竝に之に依りても關係職員等の退職金支出困難なるものに對しては補助金の支給率を考慮することとして國及公共團體の事業中將來繼續懸案とすべきものならざる限り此の際整理を進捗せしめたり

食糧管團其他各種の公私外廓團體の多くは解散、基本金處分等の措置を了したるが後日米軍進駐に依る事務引繼に際り論議を生じ關係者多數の拘束を見るに至りたるは當初之等主要團體の善後措置に關し事案重大なるものは一應検討すべしとの上司の方針徹底せず各部署夫々個別的判斷に依り行はれたるに因るものなり

終戦と共に日鮮人を問はず預金引出の爲各種金融機關は民衆の殺到する處となりたるが之に對しては従業員の能力の限度を竭して應接せしめ無用なる人心動搖を來さざる様配慮せり、又多數企業團體の解散に伴り退職關係資金の需要に對しては國庫

外務省

0206

RA'-0099

0156

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

155

外務省

尙之より先八月十五日附を以て政務總監より内務次官宛左記の通打電せるも之に對する直接の回電には接せざりき

「停戦大詔を拜せるが朝鮮内諸般事項に付中央より何分の指示あるものと思料するも爲念」

0209

154

外務省

る解決の途を拓き來りたるが夙に總督は諭告を發し政務總監亦放送を以て官民に對し妄動を警め職責の完遂を期すると共に日鮮人共に冷靜沈着事に處し來るべき新段階に秩序ある準備を心懸くるべく強調する處ありたり

然るに之等人心安定及秩序確保の爲の施策の前提として事態の急變下總督府自體の存續が疑問視せらるる際なりしかば八月二十一日附を以て朝鮮總督より内務大臣宛左記の電信を發したり

「朝鮮總督府の統治行政一切は帝國政府直接の指揮乃至委任に依り行はれある以上は今後朝鮮總督府が中央の指令に依るか乃至は朝鮮の現地に於ける聯合軍側の接收等に依り其の機能を停止する場合に於ては從來總督府の責任を以て處理せる一切の結果は中央政府の責任に移るものと解し處理すべきに付爲念」

0208

RA'-0099

0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

157

聯合軍の進駐に至る経過

八月二十二日内務次官よりの豫告電報に依り朝鮮に於ける日本軍の武装解除擔當區域は北緯三十八度以北は蘇聯、以南は米軍と爲る見込なること判明せるが當日朝鮮總督より内務大臣及陸軍大臣宛左記の電報を發したり

内務大臣宛

「戦闘停止後當方面軍が如何なる方式の手續を以て武装解除等を実行せらるるやに付何等の筋より指示なきものの如し、又今後如何なる形式手續を以て列國軍進駐後總督府の擔當せる政務を他に委譲すべきかに付中央より明確なる指示あるべきものと信ず、右に關し中央の心組及當方の心得に付御指示ありたし」

内務大臣及陸軍大臣宛

「朝鮮の物情穩かならず、警察の警備が著しく微弱と爲れるを以て軍の武装解除後に於ける治安維持殊に内地人の保護は頗る不安心にして混亂の場合あるを豫期せざるべからず依つて聯合軍側最高司令官に對し此の點に付特に注意を喚起し差當り主なる兵器の引渡を終るも治安維持に特に必要なる人員及裝備の一次的確保を地域を限り要求するか然らずんば武装解除後に於ても地方末端に至る迄の内地人の保護及全般の秩序維持の全責任を聯合軍側に於て持つ様確約せしめられたし。當地軍側にも其の旨申出置きたり」

八月二十三日の局長會議に於て總督より左記要旨の通り指示ありたり

一 聯合軍の進駐に伴ひ皇軍部隊は進駐地區以外に撤退せしめらるべし。従つて同地區の治安維持は警察（及爲し得べくば憲兵）を以てするを要するも其の不足は進駐軍の協力に俟つべし

二 行政機關及公共團體の活動は平常通り行ふを原則とす特に交通

外務省

0211

156

聯合軍の進駐に至る経過

八月二十二日内務次官よりの豫告電報に依り朝鮮に於ける日本軍の武装解除擔當區域は北緯三十八度以北は蘇聯、以南は米軍と爲る見込なること判明せるが當日朝鮮總督より内務大臣及陸軍大臣宛左記の電報を發したり

内務大臣宛

「戦闘停止後當方面軍が如何なる方式の手續を以て武装解除等を実行せらるるやに付何等の筋より指示なきものの如し、又今後如何なる形式手續を以て列國軍進駐後總督府の擔當せる政務を他に委譲すべきかに付中央より明確なる指示あるべきものと信ず、右に關し中央の心組及當方の心得に付御指示ありたし」

内務大臣及陸軍大臣宛

「朝鮮の物情穩かならず、警察の警備が著しく微弱と爲れるを以て軍の武装解除後に於ける治安維持殊に内地人の保護は頗る不安心にして混亂の場合あるを豫期せざるべからず依つて聯合軍側最高司令官に對し此の點に付特に注意を喚起し差當り主なる兵器の引渡を終るも治安維持に特に必要なる人員及裝備の一次的確保を地域を限り要求するか然らずんば武装解除後に於ても地方末端に至る迄の内地人の保護及全般の秩序維持の全責任を聯合軍側に於て持つ様確約せしめられたし。當地軍側にも其の旨申出置きたり」

八月二十三日の局長會議に於て總督より左記要旨の通り指示ありたり

一 聯合軍の進駐に伴ひ皇軍部隊は進駐地區以外に撤退せしめらるべし。従つて同地區の治安維持は警察（及爲し得べくば憲兵）を以てするを要するも其の不足は進駐軍の協力に俟つべし

二 行政機關及公共團體の活動は平常通り行ふを原則とす特に交通

外務省

0210

RA'-0099

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

159

外務省

三 進駐地區官民の名譽、生命、財産の尊重
 四 進駐軍に對する宿舍食糧等に關する日本軍及朝鮮總督府の責任に於ける調辯斡旋一般市民へ直接命令せざること
 五 滿洲雜穀の輸入、北支及關東州より鹽の輸入
 六 民需産業の繼續操業、其の他企業設備の現状保持
 七 日本人の引揚態勢準備の爲朝鮮總督府の採るべき措置に對する便宜供與
 八 通信機能の現状保持
 九 鐵道運轉用石炭の滿洲及北支よりの輸入
 一〇 金融機關の活動及銀行券發行等の現状維持、鮮内通貨として朝鮮銀行券の使用
 一一 朝鮮北鮮間の交通、物資の流通
 一二 神宮、神社の尊嚴維持
 一三 朝鮮人思想、主義者の策動阻止

0213

158

外務省

通信、食糧配給の確保に付一切の責任は當方に存す
 三 進駐軍の宿舍、食糧等は軍及總督府に於て調辯斡旋し一般市民との間に直接關係を生ぜしめざるものとす
 四 歸還希望日本人は此の際力めて南鮮に移動せしめ漸次送還に便なる如き姿勢を採ること之が詳細は別途計畫すべし
 右に基き各局長に於ては夫々所管事項に付準備措置する處ありたり
 朝鮮の停戰交渉に付ては朝鮮軍と交渉要領を打合せ本府側としては米軍との交渉に際り行政の圓滑なる運営を主眼とし左記要旨の如き希望事項を米軍に提出すべく準備せり
 一 米軍の責任に於ける治安維持、日本憲兵及警察官の活用、朝鮮人の多衆運動竝に其の暴動化阻止に對する特別の配慮
 二 軍政體形確立迄に於ける一般民生事務繼續の爲朝鮮總督府及地方公共團體の活動に對する便宜供與

0212

RA'-0099

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

161

八月二十六日局長會議に於て總督より聯合軍進駐に關する心組として左記要旨の通り場合を分つて指示ありたり

(一) 聯合軍側急速に京城地區に進駐し行政機構の接收を主張するときは一應之に應ずるの外なかるべし

イ、其際には各局課長及第一次官衙の長を集合其の旨通達し各局面毎に引繼ぐ、但し總括的のことは政務總監の下に設くべき終戰善後處理委員をして處理方針の決定、各局官衙への連絡指令に當らしむ

ロ、引繼終了後は他の地域建物に移轉し速に殘務を處理す

ハ、民間團體其他各種會社、機關に對しても最悪の場合には一應接收に應ずべきも成るべく相手方は監督的立場に在らしめ實務は日本人側に於て現状の儘續行する如く交渉す

ニ、治安維持及日本人等の保護は日本人側に實力を保有す

ル、獨逸の例に徴し或は日本人の生活に付ては殆ど顧みらざる處なき慮もあるを以て當方としても先方に對する要求は要求として別に何等か此の際速急準備措置を講じ置かざるべからず、京城、釜山、麗水、木浦等へ可及的多量の食糧、衣料の集積に努力すべし農商交通兩局の此處

ホ、民間團體爾後の處理及殘留希望日本人の進退は今後の情況に依る

ヘ、内地歸還希望者の取扱も今後の輸送其の他の情況に依るべきも鮮内在留間に不安なからしむる様交渉す、若し自給自活を要求せらるれば之に所要の行政機構の存在と運営に付便宜供與方交渉す

ト、獨逸の例に徴し或は日本人の生活に付ては殆ど顧みらざる處なき慮もあるを以て當方としても先方に對する要求は要求として別に何等か此の際速急準備措置を講じ置かざるべからず、京城、釜山、麗水、木浦等へ可及的多量の食糧、衣料の集積に努力すべし農商交通兩局の此處

外務省

0215

160

八月二十六日局長會議に於て總督より聯合軍進駐に關する心組として左記要旨の通り場合を分つて指示ありたり

(一) 聯合軍側急速に京城地區に進駐し行政機構の接收を主張するときは一應之に應ずるの外なかるべし

イ、其際には各局課長及第一次官衙の長を集合其の旨通達し各局面毎に引繼ぐ、但し總括的のことは政務總監の下に設くべき終戰善後處理委員をして處理方針の決定、各局官衙への連絡指令に當らしむ

ロ、引繼終了後は他の地域建物に移轉し速に殘務を處理す

ハ、民間團體其他各種會社、機關に對しても最悪の場合には一應接收に應ずべきも成るべく相手方は監督的立場に在らしめ實務は日本人側に於て現状の儘續行する如く交渉す

ニ、治安維持及日本人等の保護は日本人側に實力を保有す

外務省

0214

RA'-0099

0160

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

163

外務省

先方が行政機構の一部殊に交通通信に付稍々緩かなる態度を以て當方に委任するに於ては機を逸せず輸送計畫を樹立し敏速を期すること

ホ、内地側の意向は朝鮮の事情如何に拘らず日本人の歸還を阻止せんとする希望なりと察せらるるも在留日本人の保護は總督府の責任ある限りは之が歸還を強制抑止して不測の災害を蒙らしむるを得ず、在内地朝鮮人と交換的に勘案せば少くとも内地歸還希望者數位の鮮人は朝鮮へ自然に歸らしめ得るものと認む、此の點内地當局の再省を要す

0217

162

外務省

一、兩日間の大奮闘を要望す

□ 聯合軍側の要求急ならず進駐地區を著しく制限し且つ内地に於ける全般の交渉の進捗に伴ひ彼我中央の指示に従ひ逐次接收委讓の手續を執るが如き場合には

イ、行政各部面の事務は一應之を續行するも重點は今後の善後處理、引繼準備に集中すべく唯一般生活の確保及各種事業の存續其他財政經濟に關する事項の處理を主とするに至るべし、各局課の業務は著減すべく此の際過剩職員の始末を考慮し置くこと

ロ、治安維持及内地人等の保護は當然當方の責任とせらるべく従つて前(一)のニ、以上に實力保有を要求すべし

ハ、民間團體其他各種會社、機關に付ては前(一)のハ、に準ず

ニ、内地歸還希望者の處理は今後の情況に依るべきも若し

0216

RA'-0099

0161

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

165

を研究すべく下命せられたり

一、米進駐軍は軍政施行の意圖ある由なるが此の場合左の二つの状況を豫想せらる

イ、現總督府機構を存置し戒嚴下の場合の如く軍政長官の隸下に置く

ロ、總督府の行政權を他の機關に引續がしむ

ニ、蘇軍は西北鮮地帯に於てロの方式を採り又朝鮮人の希望もあり米軍も亦南鮮に於て同様の處置に出づるを想像せらる

三、然る時は總督府の機能は全く停止し、延て統治權も停止す

四、總督府並に中央政府として此の場合抗議し得べき余地あらば其の手續方法等

五、右不能とならば總督府は法令上殘存するのみにして職員は待機の姿勢となるべし、然るときは俸給、手當等の措置

六、米軍政當局より軍政施行へ協力を要請せられたるときは其の

外務省

0219

164

尚總督よりの指示中に在る終戰事務處理委員會機構として八月二十七日朝鮮總督府終戰事務處理本部を設置し、各地方廳にも同様設置せしむ、總務、折衝、整理、保護の四部制（後に添り給養部を加ふ）にて所要職員の發令を見たり

中央政府よりは前述の總督總監よりする中央政府の意向照會對する回答としてならんか八月二十六日終戰處理會議の決定事項として左の旨電報を受領せり、即ち

「朝鮮に於ける我が主權の轉移時期は獨立問題を規定する條約批准の日迄法律上我が方に存するも外國軍隊に依り占領せられ事實上は主權休止の状態に陥るべきことあるべし」と即ち

朝鮮に於ける行政續行を阻止するは進駐軍の進駐状態の如何に懸ること明となりたり。

八月二十七日政務總監より進駐軍との折衝事項に付左の諸點

外務省

0218

RA'-0099

0162

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

167

外務省

情一斑及既述の交渉上の本府希望事項は之を總務部に於て、事務引繼書は整理部に於て夫々準備せるが別に之と同時に邦人權益擁護の爲必要なる權益調書は整理部に於て取纏めに發足せり

0221

166

外務省

範圍及人員
 朝鮮總督府官制を廢止して朝鮮關係の事務整理局を置き外交關係出身者を責任者とするの可否
 在留邦人の生命財産の保護に付進駐軍、軍政當局、朝鮮新政府に對し徹底的に折衝の要あり
 敘上の如き觀點より種々聯合軍に依る行政轉移の準備を攻究する處あり又朝鮮軍とも緊密なる連絡を保持したるが這間總督、總監よりは官民共に特に冷靜沈着事態に對處すべき旨を屢次諭示し最後迄勤務に疎漏なきを注意せられたり
 八月二十九日に至り中央政府より南部朝鮮には米軍進駐し京仁地帯に九月七日進駐すべしとの決定的電報を受理せるが既に設置を了したる終戰事務處理本部に於ては夫々之が受入準備事務に忙殺せられたり
 政務總略より米軍代表者に提出すべき資料として朝鮮施政事

0220

RA'-0099

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

169

の部分は十日十六時迄に清掃明渡すべしとて其の要求極めて急且つ冷厳なるものありたり、米軍擔當將校は屢々當方係官に對し折衝中の諸般事項は依頼乃至稟請するには非ず命令するものなる旨の意思を表明し責任者を訊し實施時限を明確に指定するを例とせり

進駐軍先遣使節と朝鮮軍との間に於ける豫備交渉中七日午前
三時頃に至り日本軍隊は京仁地區に殘留を認められざること
決定、朝鮮軍警備司令部、憲兵司令部、京城警備府司令部一京
仁地帯の治安維持に協力するを目的として米軍進駐前其の要求
に依り京城師警備司令部を改稱す一は孰れも急遽撤退を要する
こととなれり

九月七日午前十時政務總監はハリス代將と會談したるが其の
際表明せられたる米軍の意向概要左の如し

一當面の重大問題は降伏條件の履行にあり、之が爲の前提と

外務省

0223

168

四米軍進駐、降伏文書調印状況並に進駐後に於ける米軍の行政活
動の大要

九月六日米第二十四軍先遣使節ハリス代將一行京城第一飛行
場に到着す、政務總監は一行の宿所たる朝鮮ホテルに之を出迎
へ所要の打合せを爲したり

同日朝鮮總督府及朝鮮軍、鎮海警備府の交渉委員及補助者は
徹宵彼等の豫備交渉に應接す

行政各方面に亘りての廣汎なる參考資料提出方翌七日正午迄
と時間を限定して指令せられたり、又進駐軍の京城及仁川に於
ける司令部事務室、京城に於ける司令官以下の官邸及宿所、約
二千人の將兵の京城に於ける宿舎其の他京仁地帯の病院、倉庫
等の提供を命ぜられたるを以て總督府廳舎、總督官邸、朝鮮ホ
テル、半島ホテル、三井物産等の主要建物を一括供與すること
とせるが半島ビルディングの主要部分は八日十六時迄に其の他

外務省

0222

RA'-0099

0164

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

として米進駐軍は朝鮮の治安確保を切望し之に重大なる關心を有す又朝鮮の産業經濟の混亂なき現状維持を意圖するものなり。南朝鮮に行政を施行するに付ては現行の官廳職員及建物設備を繼續使用したし、右は軍政とは明確に謂へず依然總督、總監の總括下に置き米軍司令官は右行政の管理、監督を爲したき意向なるも本件は米軍司令官の決定權に屬し余は豫め大體の内意を表明し準備に資せしめんとするのみなり、行政の管理、監督の實際に於ても夫々の案件に付一々司令官の決裁を要するに非ず、司令官は唯行政の大綱を示すのみにて個々の具體的案に付ては其の趣旨を實施する總督の裁量に委ぬるものと意料す、而して右の態勢の繼續期限は最高司令官之を決定すべし」と其の他同時に司令官の事務室等を所望せる外當日午後産業經濟治安食糧等の一般狀況、當面の緊急案件の説明、本府行政機構の大要及主要幹部名表の提出方要請する處ありたり。

外務省

同日午後政務總監は更に會談を繼續し曩に準備し置きたる朝鮮施政事情一斑及朝鮮總督府希望事項を先方に了解せしむると共に特に不足食糧の輸入、食料塩、石炭の輸入、搬入、電力の南北鮮間の融通、戦災者及日本歸還希望者の輸送、汽車汽船其の他に依る南北鮮間の連絡に關しては要領を記述せる書面を提出し之を中心として説明論議する處ありたり又各局長は所管事項に付當面の緊急案を説明し先方の行政施策の圓滑なる實施に資することを努めたり。

九月八日政務總監は明日の降伏文書調印式のことに関し交渉連絡の爲仁川に赴きたるが其の結果に基き式場其の他の準備に遺漏なきを期せり。

又指令に由り九月九日午後四時以降南鮮に於ては日本國旗の掲揚を禁止し人目に觸るる個處の國旗又は標識は之を降下除去すべきを命ずる總督府令を發布せり。

外務省



173

之より先阿部總督は終戦前よりの各級政情を苦惱せられてか健康勝れざること多く殊には終戦後措置の督勵の苦勞も加はりてか遂に調印式當日は辛して署名を果されたるか如き健康狀況に陥られたり、同日午後四時二十分總督府正面門内に掲げありし日本國旗は降下され之に代りて米國旗が進駐軍の軍樂吹奏裡に掲揚せられたり

九月六日豫備交渉委員アムゴト大佐（後に警務局長となる）より總務課長に對し京仁地區の夜間通行禁止令の發布準備に付要請あり先方より提示されたる法案を補正の上發令者を京畿道知事とすることの了解を得て日本語及朝鮮語の法文連記を以て翌日中に十萬枚を印刷提出せり

尙非公式に同大佐に對し現下の事態に鑑み事務能率昂揚の爲至急人事の刷新を考慮し朝鮮人有力者の使用を可とすへき旨進

0227

172

九月九日午後四時より總督府第一會議室に於て既定降伏文書受諾の儀式順序に従ひハツヂ中將及キンケード大將並に上月朝鮮軍司令官山口鎮海警備府司令官、阿部總督の間に正式降伏文書に署名を了したり。

外務省

0226

RA'-0099

0166

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

175

務を履行す

諸君も亦聯合軍司令官竝に余の諸命令に嚴格に服すへむ、平和なる秩序的行動を採るへし余の命令に抗し混亂を惹起することあらば余は即時適當なる手段を講ずへし

降服條件履行の爲余は先づ現行政府の機構を通して施行するを要す余の部下に在る官吏に服従することを望む

政府の政策は朝鮮人民の爲將來其の必要に應じ可及的速かに改正され各部門の民族的差別待遇は終止し凡ゆる自由は聽て復歸し各機關は朝鮮人民の爲に活動せらるへし

余は朝鮮人民衆の歴史を從來蒙りたる諸歴史的な生活條件の改善に對する熱望を知る諸君は困難なる年月を堪へ忍び來りたり長年月の間に生じたる問題は數日を以ては解決されるものには非ず今後の諸君の言動に依り諸君は全世界の民主主義國家に對し又其の代表者たる余に對して諸君の一國民として

外務省

0229

174

言したるに同大佐は此の際能率の昂揚は何れにしても期待し難く、事及行政は差當り其の儘とする旨の回答を得たるが其の口より察するに同大佐は朝鮮人が急速に統一ある行政を圓滑に且秩序的に進展せしむることは容易ならざるものなるへきを察知しあるもの如く認められたり

九月九日調印式後、中將より太平洋米國陸軍總司令部布告第一號乃至第三號を街頭に掲示して公布せり、之は日本に於ける布告と殆ど軌を一にせるものなるが唯特に異なるは朝鮮の住民に對しては人種を尊重すへしとの規定を缺如しあり如何なる意圖より出てたるものなるやを知らず

同日ハツヂ中將は新聞社を通して朝鮮住民に對し聲明を發したるが其の要旨は大體次の如し

「余は茲に降伏條件を實施し法律秩序を維持すると共に諸君の經濟を昂揚し生命財産を保護し國際法に依る占領軍の義

外務省

0228

RA'-0099

0167

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

177

外務省

たし

布告第一號乃至第三號に所謂朝鮮の住民の財産權は之を尊重すとの規定は日本人も朝鮮の住民として適用を受くべし

0231

176

外務省

の資格、能力及全世界國家の中に於ける尊敬を受くべき地位を享け得る用意を有すべきを示し得べし

朝鮮在留日本人の活動及財産に關する取扱は付ては九月一日ハツチ中將は新聞に左の意見を發表せり

「朝鮮の日本行政政府は鐵道、電信、電話、郵便局、旅館等一切を經營しあるを以て米軍當局は日本人を日本本土に引揚げさせるは日本の行政政府の利用を必要とす」

又首腦部との懇談の際左の要旨を發言せり

「總督府及其他の官廳、公企業及會社等の一切の要職に在る日本人を急速に解任することは朝鮮の爲に不適當なると共に日本人自身の爲にも氣の毒なり

又三十八度以北の事態救済に付ては米軍より最初に折衝を爲す様計ふを以て朝鮮總督府及朝鮮軍は爾後の交渉に當られ

0230

RA'-0099

0168

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

179

「現在の朝鮮人に依る誤れる奉仕は却つて社會の平和を紊亂する虞あり、保安隊の行動は日本人の建物を保護する爲のもの」と考へ得ることもある」

との意思を發表し右の如き朝鮮人の無秩序なる暴舉を平穩裡に抑止せんとし又重要施設には米軍憲兵を派遣して之が保護に任せしめたり。

九月十二日ハッチ中將は阿部總督に對し總督個人の人格に對しては従前より格別尊敬しあるも今回其の地位よりの離任及退京竝に遠藤政務總監の行政上の手腕に敬意を表し従前の地位に於て軍政を援助すべきことを要請せるを以て總督は之を了承し中央政府に對し所要の手續を爲すべき旨を回答すると共に朝鮮當面の具体的諸問題を擧げ之が解決善處方を要望し又朝鮮在留公私日本人の保護に付懇請せられたり

阿部總督に代りて朝鮮總督の權限行使の機能を賦與せられた

外務省

0233

178

九月九日調印式直前總督府廳舎内に駐屯しありし小部隊を最後に日本部隊は京仁地帯より完全に撤退を完了し爾後米軍に依る警備之に代りたるが其の引繼は極めて圓滑且つ詳密に執行せられたり

九月十日より各局課長は米軍擔當將校との間に事務引繼乃至當面の緊急事務に付折衝を開始せり

然るに斯る本府行政權の接收を期として民間各種公的企業、私的經營に對しても一齊に朝鮮人に依る無秩序、無統制なる接收、管理の強要行爲類發するに至れり、即ち朝鮮鑛業振興會社、朝鮮貨物自動車統制會社、朝鮮無盡會社、京城日報社等の外城東、城北警察署竝に鍾路警察署に對して迄も朝鮮人は接收を強請するあり、又各機關の所有に係る自動車其の他の動産に付ても實力を行使して之を占據するを敢てし遂に米軍政廳アーゴリ警務局長は

外務省

0232

RA'-0099

0169

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

181

と強調する處ありたり
 九月十四日政務總監以下各局長は罷免今後行政顧問として殘留すべきことを命ぜらる、之に關し軍政長官は
 「日本人は目下各部門より解職されつゝあり、結局に於て軍政廳の商工部門其他の中核的地位は之を朝鮮人に握らしむべく企圖し既に凡ゆる方面に亘り朝鮮人住民の利益の爲朝鮮人自身に依る活動が開始せらるゝ様有能なる指導者を任命しつゝあり」
 と發表せり
 九月二十日附を以て朝鮮の行政實施に關し總督府從來の機構を踏襲する意圖の下に朝鮮京城米國軍政廳本部の組織決定せらる之に關聯して何軍政廳の性格等に付左の如き談話の發表を見たり
 「軍政廳なるものは朝鮮人の民主主義政府の確立迄過渡的に三

外務省

0235

180

る軍政長官アーノルド少將は直に九月十二日附凡ての行政職員に對し其の職責を繼續すべきこと並に公的機關の記録等を保存すべき旨命令を發したり
 京城府廳は九月十二日米軍キロフ少佐新府尹に任ぜられてより事務の接收開始を見たり、又當時從業員の退職手當の多寡を續り紛争を生じ居りたる京城電氣會社は米軍政廳の管理下に移され全從業員は從前の職場に復歸すべきことを下命せられ同時に相當の退職手當追給の旨發表ありたり
 ハッヂ中將は九月十二日午後京城府民館に終戦後簇出せる各種政治交渉團體代表者七百人を參集せしめ懇談せるが其の席上特に
 「朝鮮の獨立問題に關しては成る可く急速に實現する様協力するも其の時期如何は朝鮮人自身の決すべきものなり、朝鮮人は眞に自重して秩序ある行動を以て建設に努力すべし」

外務省

0234

RA'-0099

0170

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

183

朝鮮内の治安確保の爲には米軍は當初は日本軍の利用を便宜と考慮したるものの如きも其の後日本軍部隊及日本人の暴動又は米軍と日本軍との衝突等の突發を慮れたる爲か夙に部隊の迅速なる撤退を要求せるのみならず更に進駐後も軍人、軍屬たりし日本人の退去を促進せり、又朝鮮住民の無許可集會、街頭行進等に付九月十五日附を以て禁令を發したり

九月十四日軍政長官は朝鮮の警察權行使に付ては警察機構は之を米軍の直接指揮下に置き憲兵司令官に直屬せしめ警察官は日本人を罷免し朝鮮人のみを使用す、警察は武器の携行禁止、紛争の鎮壓、不法行為者の逮捕等の外法規及秩序の維持に付職權を有するものなるが従前の日本政府の警察とは全然無關係なる旨聲明したるが朝鮮人に依る警察機構の充實には相當の力を致したり

九月二十一日一般命令第五號を以て警察關係法令を公布せり

外務省

0237

182

十八度以南の朝鮮地域を統治、指導、支配する聯合國最高指揮官の下に米國軍に依り設立せられたる臨時政府なり、軍政廳は南部朝鮮に於ける唯一の政府にして道、府、郡を通じて既設の各機關を運営す、軍政廳唯一の任務は朝鮮の福利上堅實なる政府及健全なる經濟の基礎を確立するに在り、之が成否は只管朝鮮人が軍政廳の命令に順應協力するに懸れり、之に反すれば獨立の日を遅延せしめ處罰の原因を作るのみ従前の文官任用制度の根本的改革は考慮せずと雖も種族、民族又は政治的差別待遇に關する凡ゆる制度は之を撤廢す、従來の勅任、奏任の別は爾今必要なきを以て一括之を高等官として軍政長官の任命に屬するものとし判任官は中央及地方の長官之を任命す」と

外務省

0236

RA'-0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0171

185

せられ收拾の方法なき混亂の一途を辿るに至れり
 斯る無秩序なる事態に對し米軍當局は當初は當然日本人の甘
 受すべき待遇なりと捺し直接實力行動に出づる以外は取締の埒
 外に置く方針なりしが雖も事態は放置黙認し得ざるに至り漸く
 十月二十三日に至り警察當局指示を公表之等不法不穩行為の取
 締、未然防止に付一般の注意を喚起せり、次で二十七日公安並
 に軍政を妨害する性質のピラ、ボスターの貼撒布は實質的布告
 違反として處断する旨發表せり
 鮮内の金融、産業、經濟に付ての米軍の施策は從前の總督府
 の方針にさして徑庭を認められず九月十六日進駐軍は軍票を使
 用せず、從來の鮮銀券を通貨として公認使用するも五十錢以下
 の補助貨は日銀券の使用を許容する旨發表せられたり
 米軍の鮮内公的企業機關に對する接收は相踵いで行はれ九月
 十六日南朝鮮内の全放送施設、同十九日同盟通信、朝鮮書籍印

外務省

0239

184

之に依りて從來の日本警察法令中特殊のもの及人種、國籍、信
 仰又は政治思想に依る差別的取扱を規定せる凡ゆる法律、命令
 の廢止を宣言せり
 又別に九月二十三日正午迄に銃火器、爆發物を一切警察署に
 提出すべきを命令したるが後日更に日本刀をも引渡すべき法令
 を發布するに至りたり、然るに右の如き治安確保の措置にも拘
 らず一般民衆は無智、反動的にして煽動家の使喚に雷同し日本
 人所有に係る一切の企業及財産を此の機に於て凡て朝鮮人に復
 歸せしむると共に日本人は速かに追放すべしとの風潮全鮮に瀰
 漫し業務不從事、接收、管理、既得經濟利益の返還強要、退職
 手當其の他の金員の不法要求、施設毀損、日本人を實力拘束、
 住宅不法侵入、住居の追立て、不穩ピラ、ボスターの貼・撒布
 等正に論外なる不祥事件逐日増加し日本人の朝鮮殘留に對し凡
 ゆる有形無形の壓迫を加へ日本人財産の不買同盟宣言等迄發表

外務省

0238

RA'-0099

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

187

又日本内に於ける鮮銀支店閉鎖措置に依る日鮮間經濟流通の分離に關聯し軍政廳財務局長ゴードン中佐は「本措置は朝鮮を日本より分離せしめ完全に獨立したる朝鮮の銀行として設立するの手段なり、朝鮮内の凡ゆる銀行及金融機關（郵便貯金及簡易生命保險を含む）は軍政廳の指示の下に從前通り業務を繼續すべし」と談話を發表せり

更に朝鮮人の戰場復歸の問題に關し九月二十六日ハツヂ中將は新聞記者との會見の際「勤勞者は日本人の下に於て働くを謂ふ意味に非ずして朝鮮自體の爲に働き國富を成すとの觀念を要す、從來の組織を一舉に撤廢するは徒に混亂を招くのみにして朝鮮の爲にも亦不幸なり」として朝鮮人の反動的怠業氣運を警むる處あり

外務省

0241

186

刷、住宅營團等を更に其の後食糧營團、重要物資營團、三陟開發（石炭）、鑛業振興、朝鮮石炭十月十七日頃より東洋拓殖、鮮銀、殖銀等を順次接收し孰れも米軍將校の管理指導下に其の業務を繼續することなれり

外務省

0240

189

教育

るを以て地主は課税を受くべく又小作料は地主の意思に依り物納或は金納の如何を決定せらるべきものと發表ありたるが後十月五日に至りて地主及小作人に關する一般命令發布せられ契約小作料は最高三分の二を越ゆべからず、政府の定むる最低指示價格又は適正價格に依る金納も可なり、小作料の協定不成立の場合には小作人は地主の負擔に於て食糧營團倉庫に供託すべきこと等の要領明かとなり朝鮮内の地主階層に衝動を與へたり

教育に關しては九月二十一日關係規則を公布同二十四日より朝鮮人を朝鮮語に依り教育する方針の下に先づ初等學校(を再開することとし日本人國民學校校舍の轉換使用、日本人教員の罷免、朝鮮人教員の急速増員等の措置を明かにし又十月一日より公立中學校及専門學校の再開準備の下命ありたり、又十月八日米軍將校に依る京城大學總長の下に朝鮮人五名を各學部長に任命し城大再開の準備を爲さしめたり

外務省

0243

188

農地問題

一般民生の問題に付ては先づ米價及勞賃並に生活必需物資の價格等に關し軍政廳より政務總監に諮問あり、之に對して提出せる意見書に基き九月十六日米價は二應石當り五十圓九十錢と決定せられ同時に米穀の配給制は可及的從前の制度復歸を志向したるものの如し、勞賃は日給見習者八圓一九圓、不熟練者十圓一十二圓、熟練者は十四圓一十七圓(何れも七圓の物價手当を含む)と發表を見たり、尙之と併せ勞働爭議の頻發に鑑み勞働爭議調停委員會を設け之が解決を企圖せり

一般物資の配給及價格統制に付ては當初從前の制度復歸を志向したるものの如きも十月二十日以降遂に統制價格を廢止し又政府及公的機關に對する物資の強制的賣渡義務も撤廢し斯くて煙草、人參、鹽等の專賣品を除き一般には物資の價格乃至販賣に關する制限は解除せらるるに至りたり

外務省

0242

191

の提言ありたる状況なり

尙上述の如き八月十六日以降の朝鮮人の態度行動は従來朝鮮人の皇民化を根基とし内鮮一親同仁の官の朝鮮統理に只管順應し來りたる日本人の神經を痛く刺戟し爲に這間斯る不安は凡て朝鮮總督府の無爲弱体より齎されたるものとして當局幹部を非難する聲起り甚しきは警察權並に司法權を擧げて朝鮮人に委譲せりとのデマ巷間に流布せられ斯る風評の一部は日本諸新聞紙上にも登載せられたる處なるが之らは孰れも根據なき想像にして寧ろ其の出處の多くが自己の職責を拋棄して日本引揚に狂奔せるもの乃至早々に引揚げたるもの、無責任なる言動に在るを知る時殆ど單なる憶測、誇張の域を出でざるものなること思ひ半ばに過ぐるものあり、總督、總監等主腦部は凡ゆる機會に官民各方面に對し自重冷靜職責の完遂に努むべきを強調統督し多くの官吏亦動搖混亂せる環境下可及的の自己の最善を竭せる

外務省

0245

190

日本人の歸還に伴ふ諸件並に權益、財産に對する取扱

八月十六日以降圖らざる事態の急變に直面したる日本人は身
体生命の危害すら豫測せらるゝに至り遂に當初は飽く迄殘留を
覺悟しありたる者迄も實際問題として朝鮮滯留を斷念するの已
むなきに至りたり、既に蘇軍の暴舉に關する情報も傳播し他方
日常の生活費も主要物資は終戦直前の物價の十倍乃至二十倍に
暴騰せる結果収入の途を全然失ひたる日本人には極めて深刻な
るものとなり爲に一般日本人は皇軍駐屯中に内地引揚を希望焦
燥し預金引出の爲各種金融機關に殺到すると共に家財道具の放
賣を行ひ又諸種企業經營に於ても事業財産の處分、解散、従業
員に對する退職手當の支給等全く浮足立ちたる措置に出づるに
至りたり、慥かに下層無智なる朝鮮人間には恰も日本人に對し
迫害を加ふるを以て國士を氣取るが如き氣運蔓延し又他方心あ
る親日分子も日本人は此の際速かに歸還するを得策とすべしと

外務省

0244

193

歸還者の輸送に付ては日鮮間の連絡船事情に相應するを要し
 之が順位は滿洲戰災者を第一に、鮮内老幼婦女病弱者等を第一
 に乗車船指定を行ひたるが治安不良地區居住の日本人は乗船は
 叶はずとするも一應釜山へと集中したる外都會地に在りても指
 定の有無に拘らず歸還を焦慮して計畫外に割込乗車を敢てする
 もの多く釜山は困亂の上生活不安を惹起せるを以て總督府に於
 ては屢次歸還者の自重節制を要請し無指定乗車を抑止したる外
 列車運轉を一時停止し秩序を回復せんと努めたるも效なく釜山
 港は往々二萬人前後の滯留者を擁して之が食糧、宿舎、醫療等
 には常に手配の齟齬を免れず、關係者の絶大なる努力も之等無
 統制なる一部のものゝ所爲に依り却つて當局の無爲無策を罵倒
 する言辭を以て一般より酬いらるゝ結果となりたり

尤も斯る混亂は右の如き計畫外集中にも由る外内地山陽線の
 不通事故、船舶回轉率の澁滞と共に中途圖らずも米軍政府より

外務省

0247

192

ものなること勿論なり

日本人安定の爲には各主要地に日本人世話會を設置し衣、食
 住の確保、自衛、財産保全、就職斡旋、日本歸還に對する便宜
 供與等の外殘留日本人の教育をも考慮しある組織とし之が所要
 經費として或る程度の國庫補助金の支出を行へり一之と同時に
 日本より歸來すべき朝鮮人勞務者の保護に付ても支出せり

歸還日本人の家財道具に付ては日本人世話會其他適當なる團
 体をして之が保管及處分權限の受託に當らしむるを適當と認定
 し之が措置に任せしめたり

歸還に關する全般計畫は終戰事務處理本部保護部に於て樹立
 し日本人世話會より乗車船證明書を交付又荷物の受託、宿營等
 の斡旋に當らしむると共に之等事務處理の爲保護部より主要地
 に書記官以下の係官を派遣し強力、圓滑なる運營を期せり(博
 多、下關、仙崎にも要員を派遣したり)

外務省

0246

RA'-0099

0176

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

195

十月十日以降日本人は十哩以上の無許可旅行を禁止せられたるが日本歸還希望者は名簿を十月二十四日迄に提出して爾後の輸送計畫樹立に資したり

歸還者の手小荷物は連絡船の状況に鑑み其の托送輸送を停止せられ居りたるを以て南鮮各港に於ては百屯以下の小船船に依り人員の引揚と共に荷物の輸送を實施せるもの多かりしが偶々之に乗じて金銀、貨幣、證券、武器等の持歸禁制品の密搬出せらるることを虞れたる米軍の忌諱に觸れ十月二十七日に至り日本に對する密航船は今後發見次第射殺すとの發表を見るに至れり

十一月一日朝鮮總督府並に地方廳の財政收入不圓滑なる實情に即應して民政長官より税金未納者は財産を沒收、罰金を科すと共に完納證明書なき限り日本歸還を許さざる旨發表あり、歸還日本人は孰れも一年分の税金の完納に努めたるが稅務關係朝鮮人職員の能率低調なりし爲之に多大の時日を費し延て指定

外務省

0249

194

復員軍人軍屬並に其の家族を最優先せしむべく通達せられたる爲急遽計畫を更改せざるを得ざる立場に置かれたる點にも原因するもの、如く釜山滯留の長きは一週間稀には十日以上にも及びたるものありし始末なり

外務省

0248

RA'-0099

0177

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

196

期日に乗車すること不能となりたるものも多数ありたる状況なり

日本人の歸還條件は携帶現金一人壹千圓を限度とし預金通帳其の他の證券類の持出を禁止せられ荷物の受託亦停止せられありて各方面とも多大の不安困難を極め關係者より屢々折衝を遂げたるも解決に至らざりしを以て十月二十四日總務課長より民政長官以下米軍政當局者に對し之が制限緩和方陳情せる處十一月一日附民政長官より金錢關係の問題は日鮮間の爲替交換率未定なる現狀に於ては尙解決困難なること並に托送荷物の件に付ては後日輸送が緩和の曉に於ては日本人世話會の斡旋に依る實施具体案を同會より提案せば考慮し得べしとの要旨の言質を得たり、尤も朝鮮に残置せる荷物の保管に付ては米軍當局の援助を要すべく現在の狀況既に憂慮すべきものあり、朝鮮人の却探に罹りたるものも相當あるべく思料せらる、日本人世話會の事

外務省

0250

197

業施行に關する收支は左記の通りなるが之が財源補充に付ては中央政府の特別の措置を要すべし

(1) 京城世話會

收入總額 一六九〇〇千圓 (不確實なるものあり)

内譯 國庫補助 五〇〇〇

各局長斡旋 六六〇〇

借行社寄附 四三〇〇 等

支出 (十一月二日現在) 四九三〇

主要費途 京城案内所へ 一、二〇〇

釜山案内所へ 一、〇〇〇

(2) 群山世話會

收入 一〇〇千圓

支出 (十月五日現在) 一五三

救護物資 一一四

外務省

0251

RA'-0099

0:178

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

199

外務省

なりしが下欄三地區分は支拂未済の儘米軍に引渡したり
 日本人子弟の教育に付ては當初日本人世話會に於て寺小屋式教
 育を計畫したるも一般父兄に於ては歸還を第一義として子弟の教
 育を顧慮するの余裕なく遂に全面的なるものに至らずして畢れり
 尙十一月一日以降京城に於ける當時唯一の邦字新聞たりし京城
 日報社は遂に朝鮮人の經營に移るに至り爾後日本人に對する周知
 事項の徹底は世話會の揭示に依る外なく官民共に多大の不便を痛
 感せり。日本人の鮮内各方面に於ける企業經營、所有財産、對朝
 鮮人の債權債務、朝鮮人との合辦事業に對する投資等を如何にし
 て擁護するやは當初より最も苦心研究せる處にして之か評價如何
 は今後聯合國に對する賠償額にも直接影響するものなるを以て調
 査洩の防止及適正なる時價の算出に到る注意を拂ひ専ら終戦
 事務處理本部整理部に於て之が取纏めに努めたり。

0253

198

外務省

事務費		三九
ハ) 大邱世話會		
收入 (國庫補助)		三〇〇
支出 (十月五日現在)		四四
ニ) 釜山世話會		
收入		五〇〇
(國庫補助一〇〇〇千圓中五〇〇は釜山案内所に於て經理す)		
支出 (十月五日現在)		二二六
國庫補助の概況は大體		
京城	五〇〇〇千圓	麗水 三〇〇千圓
釜山	一〇〇〇	木浦 二〇〇
太田	三〇〇	新義州 二〇〇
群山	二〇〇	
大邱	三〇〇	

0252

RA'-0099

0179

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

200

内務省より八月二十一日附を以て邦人權益の現状調査に關する注意通牒を受理したる關係もあり九月六日附にて業界より資料の提出を求めたるが事實上詳細正確なる資料は總て現地に所在する爲行政權の轉移及北鮮との交通通信の杜絶に由る調査不能更に關係朝鮮人従業員の妨害等もあり集計編成に著しき支障ありたり、約一ヶ月を以て資料完成し各業態別に朝鮮に於ける斯業發展の沿革、投資の概況、日本人從事の概況、朝鮮の斯業全体に對する日本事業の占むる比率及斯業に對し朝鮮總督府の行ひたる助成並に資本金五十萬圓以上の重要企業態の現状に付相當体系的なる調書を作成するを得たるが之が日本持歸りは米軍政廳に於て許容せざる意向の如く認められたるを以て之を軍政廳に引繼ぎ後日聯合軍最高司令部の了解を求め正式に右資料を賠償其他の問題解決の用に供せしむるを妥當と思料し措置せり、從つて目下の處本件に付ては歸還者の申出に依る資料

外務省

0254

201

の取纏と之が検討を以てするの外なかるべし、尙又今後之等財産の確認及評價に付ては米軍當局の了解と協力に俟たざれば賠償金算入等に付紛議を生じ易かるべし
朝鮮内所在の國有財産に付ては南北分斷に依り必ずしも正確を保し難きも財務當局に於て調査整理しあり
日本人の不動産其の他の財産處分及評價方法に關し十月三日に至り九月二十五日附を以てする財産移轉に關する法令及之に關聯する銀行に對する通牒發せられたり、即ち日本人の財産は朝鮮人に讓渡すべく其の價格は軍政廳に届出づるを要し（時價取引）若し六十日以内に軍政廳より何等の異議なくば賣買は完全に成立し之が代價は朝鮮銀行の日本人封鎖勘定に拂込むべしとなり
其の後日本人の財産處分に關する法令の運用に付ては屢次談話、手續指針等の發表を見たり、其の概要左の如きなるが之に

外務省

0255

RA'-0099

0:180

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

203

財産を正常なる取引に出さざるは同胞に對する不正なり、今冬三ヶ月を切抜ける爲軍政廳は以下三ヶ條の遵守方一般民衆に勸告す

- 一 日本人所有財産を含めて他人の個人所有物を尊重せよ
- 二 生活の爲勤勉正直に働け
- 三 過剰物資を市場で販賣せよ、物品の窃取を防止せよ、正常なる商道を助長せよ

等々の次第なり

十月二十八日軍政廳發表は日本人の財産處分手續に付相當詳細に規定したるものなるが個人の所有物なると大規模なる事業財産たるとを問はず契約書寫を軍政廳に提出せしむると共に賣買代金は軍政廳財産管理官宛支拂はしめ現金授受を許さず封鎖せしむるものにして既定方針を確認せる内容なり

然るに軍政廳の發表せる財産處分令は主として不動産を中心

外務省

0257

202

關聯して特に朝鮮人の無統制なる強奪所爲を警むるもの多きは注目すべきことに屬す、即ち

「朝鮮人は日本人所有財産を合法的に購入するを得るも之には正當なる手續を要し法務局内なる審査委員會に附議せらるべし、獨占的賣買に對しては委員會に於て適當なる措置を採る、日本人の私有財産は軍隊及警察に依り保護す、生必物資を販賣する店舗の日本人は一應其の經營を繼續して可なり、日本人所有財産の賣買未了なるときは軍政廳に於て接收す日本政府直屬の財産は軍政廳之を接收し適當なる朝鮮人をして管理せしむ、公共財産を移動したるものは警察署に返還し軍政廳管理人に引渡すべし、若し公共財産を恣に支配移動せば處罰す、不法取得せる財産を所有するものは軍政廳官吏に其の管理を引繼ぐべし、當局は生活必需品の死藏隱匿者に對し之を需要者に販賣する様強制す、支配乃至窃取せる日本人

外務省

0256

RA'-0099

0181

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

204

に規定せられあるものにして他方日本人の持歸り金額は一人現金千圓のみ、預金通帳、證券類の携行は許され居らざるを以て之等現金、預金證書、送金證書等を以て表示せらるる債權の保護救済の途を拓くの要あり、總務課長より軍政廳に對し意見書を提出し、不動産の外現金、預金其の他の證券類も朝鮮銀行の日本人封鎖勘定に拂込み（賠償に充當さるるものと豫想）他方關係日本人に對しては日本中央政府より歸還後一ヶ月五百圓以内を生活費として引出乃至補填を受けしむる様關係方面と協議善處方要望したるも遂に軍政廳より回答に接せずして畢れり

囊に九月十九日ハツヂ中將は新聞記者團との會見に於て引揚日本人の携帶現金、預金通帳、證券、托送荷物等の問題に付言及し本件は米軍と日本本國との取極事項なるが日本人は現在余り神經質になる必要なしと公表せるも當時本問題に關しては米軍に於ても確たる方針は無かりしものと思料せらる。

外務省

0258

205

六 朝鮮總督府部内主要官吏の動靜

阿部總督

九月十二日 ハツヂ中將より總督を離任退京方指令あり

九月十九日 京城退去

九月二十八日 朝鮮總督退官

遠藤政務總監

九月十四日 アトノルド軍政長官より總監を離任軍政廳の顧問として勤務方指令あり

十月十七日 京城退去（九月二十七日一旦京城退去の指令ありたるも後述の如き京城府支拂問題及警務局長抑留事件等ありて出發延期の已むなきに至る）

十月二十四日 朝鮮總督府政務總監退官

水田財務局長

九月十四日 アイノルド軍政長官より局長を離任軍政廳の顧問

外務省

0259

RA'-0099

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

207

西廣警務局長
 九月十二日 軍政長官より局長を離任。軍政廳の顧問として勤務方指令さる

伊藤 局長
 九月十四日 離任顧問となる
 九月十六日 遞信局内日本人官吏の歸郷旅費を日本に送金せる廉に依り取調の爲抑留せられ事案極めて輕微なるに拘らず未だ釋放せられず

白石農商局長

外務省

0261

206

九月二十四日 問として勤務方指令あり
 財務局專賣關係官吏の阿片處分問題（海軍に譲渡したる阿片が一部京城に於て販賣せられたるものの如く又厚生省に送付すべき阿片が輸送途次米軍に押收せられたる模様にして米軍は之を以て關係官吏が政府の阿片を横領販賣して私腹を肥し同時に朝鮮人を毒せんと企圖せりとの嫌疑を抱きたるものなるが行政官廳側に責任なきこと勿論なり）
 又後日朝鮮銀行其他金融機關並に石炭會社の融資問題。總督府會計課に於て日本に送付せる官吏の歸郷旅費問題其他常に軍政廳論議の事案に付説明陳辯の矢面に起ち又之に關聯し屢々檢事局にも出頭。抑留を憂慮せられたるが其

外務省

0260

RA'-0099

0183

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

210

せざりしは當事者に対し同情に堪へざるものありたり。

外務省

0265

209

十一月三十日 歸國の許可あり
 十二月四日 出發
 十二月十日 東京に引揚げ朝鮮關係殘務整理事務所長となる
 尙生田京畿道知事以下日本人課長以上は十月五日一括鍾路警
 察署に抑留せらる。終戦後に於ける政府及團體支出の龐大なる
 こと、官吏の賞與金の多額に過ぐることを問題にせられしも
 のの如きも一ヶ月餘の間取調を行はれず放置せられたるは抑留
 者極めて多数にして且つ個人的事犯に非ず一括拘吏せられたる
 に由る
 其の他抑留の憂目を見たるは阿片處分問題に付專賣局關係書
 記官以下、對外政府補助金支出問題に付在外派遣書記官以下又
 李王職兒島次官、金融組合聯合會富永會長、農地開發營團大島
 理事長其の他極めて廣汎多数に上り而も取調の遅々として進捗

外務省

0264

RA'-0099

0185

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ハ政府の重要記録其の他の文書の焼却は不法なること
 ニ官吏及公共団体の役員に對する賞與又は退職手當の支給は
 不當なると共に多額に失す一尤も官吏には退職手當は支給し
 あらずること
 ホ政府及公的機關の職員は別命なき限り従前通り職務に従事し
 其の記録及財産を保管すべき旨九月七日附指令せるに拘らず
 職員を退職せしむ手當、賞與を支給せるは不法なること
 ヘ各種公的團體を解散し其の財産を恣に處分せるは不法にして
 既に支給せる賞與、手當等は返還せしむべきこと
 ト政府融資金令に依る融資は使途放漫にして且つ其の中には軍
 政廳又は朝鮮政府の不利益を招來すべき企圖に使用さるる資
 金ありと認めらるること
 チ機密費は凡て使途の記録を存せらるべく其の不明瞭なるは軍
 政廳に對する陰謀等の資金となりたるものあるに非ずやと思

外務省

之等抑留者の釋放に付ては政務總監よりも屢々軍政廳に對し
 折衝努力する處あり、又後日總務課長より軍政廳に對し意見書
 を提出して司法權の適正なる運用を要望し一部の釋放及調査取
 調の促進を見たり
 右の如く官民有力者が多數軍政廳より拘束を受け又は少くとも
 嚴酷なる審問を蒙りたる理由に關し米軍の見解を推測するに
 イ終戦後に於ける政府及公共団体の經費支出は不法少くとも不
 當にして八月九日以降は行政官廳及公共団体は當時の現狀を
 其の儘保全維持すべきものなるに拘らず擅に經費を支出し殊
 に其の額の巨大なるは軍政廳及朝鮮政府の利益を害するもの
 なること
 ロ日本人官吏の歸郷旅費、滿洲、北支向政府補助金等を日本に
 送金せるは朝鮮の公金を横領當事者に於て私せんとするの犯
 意ありと判定せらるること

外務省



214

中樞院顧問は九月二十六日附罷免せられ後日一般参議も一括
解任せられたり

0269

213

料さること
リ民間會社等より日本人世話會に對し其の活動資金として特に
巨額の寄附を爲したるは経理不當にして返還を要すべきもの
なること

等々を挙げ得べし

又京城府に於ては八月十五日以後團體職員に對し退職金・賞
與・歸郷旅費等概計三〇〇萬圓に防空工事費概計七〇〇萬圓
を支出したるが采算將校たる新府尹に於ては之等支出は凡て不
法不當に付返還を要す然らざれば舊府尹を拘束すとの申渡あり
之等に對しては歸郷旅費相當額二十七萬圓を返金し其の他は正
當支出たることを陳辯説明し漸く一應の了解を得たり・各道知
事に於ては大体天々相前後して離任せしめられ顧問として發留
しありたるが一應事務の引繼其の他所要の任務を竭したる後歸
國を許可せられたり

外務省

0268

RA'-0099

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

終戰前時に於ける朝鮮、幹部官吏

朝鮮總督 阿部信行

政務總監 遠藤柳作

財務局長 水田直昌

鉱工局長 塩田正洪

農商局長 白石光治郎

学務局長 武永憲樹

法務局長 早田福藏

警務局長 西廣思雄

逓信局長 伊藤泰吉

交通局局長 小林利一

總務課長 山名酒喜男

人事課長 吉良喜重

外務省

0270

會計課長 上野武雄

地方課長 本多武夫

情報課長 阿部達一

企画課長 原田大六

京畿道知事 生日清三郎

忠清北道知事 鳥川倚源

忠清南道知事 草本然基

全羅北道知事 増永弘

全羅南道知事 木信雄

慶尚北道知事 金大羽

慶尚南道知事 信原聖

黄海道知事 筒井竹雄

平安南道知事 古川兼秀

平安北道知事 山地靖之

外務省

0271